

文教福祉委員会会議録

1 日 時 令和7年11月5日（水曜日）

開会 午前 10時00分

閉会 午後 4時01分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出 席)	委員長	山	名	正	晃	副委員長	小	野	耕	作
	委 員	柴	田	敏		委 員	林		恭	一郎
	"	山	田	雅	徳	"	萱	野	哲	也
	"	村	木	理	英					

(欠 席) なし

(その他出席者) 副議長 三上周治

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小	原	純	同次長	日	笠	哲	宏
同主幹	関	藤	克	城	東	宗	利	

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中	島	邦	夫	政策監	難	波	敏	文
総合政策部長	入	野	史	也	政策調整課長	林	啓	二	
財政課長	岡		真	里	保健福祉部長	横	田	優	子
保健福祉部参与	白	神		洋	健康増進課長	荒	木	久	典
健康増進課主幹	冷	水	圭	介	福祉課長	小	野	玲	子
こども課長	木	田	美	和	教育部長	江	口	弓	弓
教育総務課長	藤	原	直	樹	学校教育課長	村	山	俊	俊
こども夢づくり課長	大	西	隆	之	文化スポーツ部長	柚	木	均	
生涯学習課長	小	原	靖	子					

6 調査事項及び報告事項その結果

調査事項

- (1) 子どもの居場所について
- (2) 障がい者千五百人雇用について
- (3) 学校自由枠交付金について

報告事項

- (1) 昭和公民館各分館の区域について
- (2) 社会教育施設の指定管理の更新について
- (3) 病院施設整備補助事業について（長野病院）
- (4) 会計年度任用職員（業務員・調理員）の給与の過大支給に係る返還状況について

- (5) 小規模保育事業所の設置運営事業者の決定について
- (6) 学校給食費の現状について

7 議事経過の概要
別紙のとおり

8 その他必要な事項
別紙のとおり

開会 午前10時分

○山名正晃委員長 ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、調査事項（1）、子どもの居場所についての調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

こども課長。

○本田美和こども課長 こども課が所管する、市内で子どもが利用できる場所の一覧及び利用状況、未就学児の子どもを連れていける屋内施設、就学児を連れていける施設及び子どものみで遊べる施設について説明いたします。

資料1、1ページ、2ページを御覧ください。

こども課では、つどいの広場と親子ふれあいプラザがあり、表でまとめております。

まず、つどいの広場ですが、現在、市内で6箇所、屋内施設を開設しており、利用できる子どもは未就学児で、主としておおむね3歳未満の未就園の乳幼児とその保護者であり、就学児は利用できません。土日、祝日の利用についてですが、基本は平日の利用となります。実施場所によって土曜日開催の広場があり、天満屋ハピータウンリブ総社店は毎週月曜日から土曜日の開設、きよね夢てらすと子育ての駅そうじやほのぼのは随時で土曜日開催があります。また、つどいの広場は、親子相互の交流を行う場所であり、専任のスタッフがいて、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行うことを目的としているため、子どものみでの利用はできません。令和6年度の利用実績ですが、1会場当たり年間利用延べ組数は最少984組から最大6,707組、1日当たりの平均利用延べ組数は16.3組から26.1組です。

続きまして、親子ふれあいプラザは、市内に3箇所の屋内施設です。親子が自由に集い、交流を深めながら、心身ともに健やかな発達と連帶意識の涵養を図ることを目的とした施設であり、利用対象者の年齢制限はありません。保護者や大人と一緒に、未就学児、就学児が利用をしています。予約制であり、空いていれば土日祝日も利用ができます。子どものみの利用はありません。利用実績ですけれども、1施設当たり年間利用組数が42組から318組ありました。主な利用者としましては、親子クラブ、ママサークル、幼稚園PTA、子ども会、子育てサロンのほうがあります。

続きまして、資料7ページ、8ページを御覧ください。

県内の他市の児童館の設置状況です。施設名、所在地、認可年月日を載せております。県内では49箇所あり、15市中、児童館を設置しているのは8市でした。

また、9ページには、こども家庭庁が令和6年12月3日改正、令和7年4月1日からの運用となった児童館ガイドラインより、理念、目的、施設の基本特性を抜粋したもの、10ページには、児童館種別及び職員配置基準等について参考に資料を載せておりますので御覧ください。

こども課からは以上でございます。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 失礼いたします。続きまして、こども夢づくり課で所管いたします子どもの居場所につきまして御説明いたしますので、資料1の3ページ、4ページを御覧ください。

未就学児の子どもが利用できる屋内施設につきまして、まず親子で利用できる施設としましては、1の地域子育て支援センターがございます。この地域子育て支援センターは、市内の保育所5園で行っておりまして、月曜日から金曜日までの園での実施と、市内久代にございます西部親子ふれあいプラザで月に1回、各園が順番に行います出張支援センターでの実施がございます。子育て中の親子が気軽に遊びや交流を行い、保育士による育児相談をはじめ、出前保育なども行っている事業となっております。令和元年度以降の利用状況としましては、コロナ禍に利用が減少しておりましたが、コロナ禍が落ち着いてからは利用も徐々に増加傾向となっておるところでございます。

次に、2の園開放、園庭開放でございます。市内秦にあります、すずらん保育園や第2すずらん保育園、また幼稚園や公立の認定こども園におきまして、平日に月1回程度、園や園庭を開放いたしまして、親子で園での季節の行事に参加したり、在園児と一緒に遊ぶなどの交流を行っている事業でございます。

次に、子どものみ利用する施設といたしまして、まず一時預かり事業につきましては、市内の保育園6園で行っておりまして、基本、月曜日から土曜日まで実施しております。保護者の心理的、身体的負担軽減や集団生活の体験など、月13日を上限に利用することができます。

また、山手保健センターで実施しております休日保育事業につきましては、就労や疾病等で日曜日や祝日に家庭で保育することができない場合に利用することができる事業となっております。

こども夢づくり課からは以上となります。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 それでは、続きまして学校教育課が所管しております放課後児童クラブについて御説明いたします。

5ページを御覧ください。

放課後児童クラブは、保護者が仕事などで昼間に家庭にいない小学生を対象に、学校の放課後や長期休み中に遊びや生活の場を提供する施設であります。お示しの表は10月1日現在の市内放課後児童クラブの登録児童数です。表の一部が空欄となっておりますが、申し訳ありません、そちらはゼロ人と見てください。表は二つに分かれておりますが、上段の表の番号の1から14は各小学校区のクラブ施設となっておりまして、全ての小学校区において放課後児童クラブを設置しており、指定管理委託による運営しております。下段の表、別表は民間事業者への委託による利用者数です。長期休業日の利用も含めますと計1,127名で、全児童に対する利用率は28.7%となります。

学校教育課からは以上です。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 子どもが利用できる場所として、生涯学習課では図書館や公民館の社会教育施設を所管しております、公民館及び分館は利用したい方の申請に基づきお貸ししている施設でございます。

資料の6ページ、1を御覧ください。

公民館や分館が行っている、申込みが必要なく、子どもが自由に利用できる、長期の休み期間中に実施している事業でございます。

また、資料の2は、放課後子ども教室の一覧でございます。こちらは、文部科学省が推進している、余裕教室や体育館、公民館などを利用する社会教育事業でございまして、地域住民がスタッフとして運営しております。登録した児童が利用しており、7箇所で実施しております。

生涯学習課からは以上でございます。

○山名正晃委員長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

林委員。

○林 恭一郎委員 御説明ありがとうございました。林でございます。すみません、ちょっと風邪を引きまして、お聞き苦しいかも分かりませんが御容赦ください。

まず、子どもの居場所なんですが、市内に何箇所もあるんですけど、市内の子どもの数に対して、この居場所というのは足りてる状況なんでしょうか、今のところ。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 生涯学習課で所管しております施設について申し上げますと、公民館、分館については、事業を実施するときにはほとんどの方が参加可能ですので、この事業については足りているというふうに感じております。

放課後子ども教室につきましては、地域住民が運営を行っております、地域住民からの要望によって設置しておりますので、こちらも待機等はございませんので、足りている状況と考えております。

以上です。

○山名正晃委員長 先ほどの質問に対しては、居場所が足りているかということであって、今、公民館のことにはお答えいただけましたけど、つどいの広場ですとか、他の所管されているところにに関してはいかがでしょうか。

こども課長。

○木田美和こども課長 林委員の御質問にお答えします。

こども課が所管する子どもの居場所につきましては、今年度つどいの広場を2箇所増設といいますか、開設を新たにいたしました。つどいの広場、それから親子ふれあいプラザ等、地域性も考慮して、子どもの居場所としては、場所としては不足はしていないというふうに考えております。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 失礼いたします。林委員の御質問にお答えいたしたいと思います。

こども夢づくり課で所管させていただいております地域子育て支援センターであったり園開放、また一時預かり、休日保育ですね。こちら、申込みいただいた方々につきましては全て受入れをさせていただいている状況ではございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 林委員の御質問にお答えをいたします。

学校教育課で所管しております放課後児童クラブにつきましては、小学校6年生までの受入れを行うことを目標にしておりますが、実質のところ、まだ受入れが全部できていないという状況があります。こちらにつきましては、施設等、支援員の確保等を随時計画的に進めていて、今年度3施設を建設、増築予定で、今後も計画的に進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 申し訳ありません、私、こういったことにあまり詳しくなくて、いろいろ教えていただきたいんです。大体その居場所を、今お話しにあったようなところを利用されるお子さんというのは、どういったお子さんというか、どういった家庭のお子さんが多いのかとか、例えば普通にこういう居場所じゃなくて、いろんな公園がありますよね。公園で遊ぶお子さんもたくさんおられるし、それから家でゲームしたり、いろんなことをして遊ぶお子さんもおられると。普通は各皆さん、どのお子さんも家があるんですけど、それがこういった居場所に行くというのは、家で、例えば親がいれば、いろんなお菓子を出してくれたり、そういうのもありますけど、そういうのがない、昔に比べて外で遊ぶお子さんというのが今は少ないんですけど、そういったお子さんがある程度家とか建物とか、こういったところに行かないと友達と一緒に遊べないとか、こういった感じで行ってるのか、その辺がよく分からなくて、こういう居場所に行かれるお子さんというのはどういう家庭のお子さんなのか、こういったところを教えていただきたいんですが。

○山名正晃委員長 林委員、この居場所のことに関しては、それぞれ年齢層が違うと思うんです。それぞれの課で所管しているところもあれば、つどいの広場であれば3歳までというのもあったりしますので、どの場所についての利用が聞きたいかというのが分かればお答えをしやすいかなと思います。

林委員。

○林 恭一郎委員 小さいお子さんでしたら、親御さんと一緒にそういうところに行って過ごすというようなこともあると思うんです。私が一番思ってるのは、例えば小学生のお子さんとかが、いろんなところで遊べると思うんですけど、それをこの居場所というのに、わざわざその居場所とい

うところに行って遊ぶというのが、ちょっと説明が難しいんですけど、ほかにもいろんなところで遊ぶ場所とかいろんなことがあるんですけど、そういったお子さんが居場所、放課後児童クラブとかそういうところに行くというのが、どういうお子さんがそういうところに行かれてるのかってことがよく分からないんですね。私の頃にはいろんなところで自分たちで遊んでいた、そういうところがなかったので個人個人で遊んでいたのを、今、居場所に行って遊ぶという、遊んだりほかのこともするんでしょうけど、親御さんがいないというお子さんが、1人遊ぶのはあれだから、どこかへ行ってそういうところで遊ぶのかなとか、そういったことをもうもう思ってるんですけど、この辺どうでしょうか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 林委員が悪いわけじゃないんですけど、質問の内容が抽象的過ぎて多分当局も答えづらいんだと思うんで、いま一度、もうちょっと整理をしていただいて質問をしたほうが委員会がスムーズに行えるのかなというふうに思ってます。例えば林委員が、こういう子はなぜ来るのかと言えば、子どもの居場所についてということで、つどいの広場やなんかは、今年か、我々が前委員会で視察にも行ったりして、ここに来る目的というのが、そもそもこれを設置する目的があつて設置するんで、その目的、要綱を、だから児童館であれば児童館はこういう目的である、つどいの広場はこういう目的であるということを基準に多分行かれてるんで、その辺もいま一度整理していただいた上で御質問をされたほうが委員会もスムーズであると思いますし、当局の皆さんも答えやすいのかなというふうに思いますので、そこは委員長がしっかりと整理、精査していただきたいと思います。

○山名正晃委員長 承知しました。

先ほどの林委員の質疑の中で行きますと、恐らく聞かれたいことというのは放課後児童クラブと放課後子ども教室のことかなというふうには思っておるのですが、林委員、そちらのほうに行っている子どもがどういう方がいるかという質疑でよろしいでしょうか。

林委員。

○林 恭一郎委員 すみません、よく分からないので、今、萱野委員が言われたことがほとんどなんんですけど、その目的なんです。子どもさんがそこに行く目的というか、建物もある目的の下に建ってると思うんですけど、行かれるお子さんが何をしたいのか、どういう目的を持って行かれてるのかという、早く言えばそういうことなんです。そういうことをお聞きしたいんです。

○山名正晃委員長 しばらく休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時23分

○山名正晃委員長 休憩を閉じます。

先ほどの林委員の質疑に関しては、もう答弁はよろしいということで。

では、他に質疑はございませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 おはようございます。

児童館のことでお聞きしたいんですけども、地域の方から、総社市には児童館がないで造つてほしいという声もあります。今、資料の中に、ほかの自治体の児童館の数等を紹介していただいているんですけども、過去に総社市でも児童館を造りたい、造っていきたいという案があったのか。それで、たちまち児童館は造れないけど、先ほどいろいろ紹介があった子どもの居場所、代わるものを作つていった経過があるのか。今後、将来的に児童館を造っていくという、そういう構想があるのかというところを少しお聞かせいただければと思います。

○山名正晃委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 柴田委員の御質問にお答えいたします。

総社市において児童館が以前あったかというところなんですけれども、実は昭和42年4月1日に総社市立昭和児童館が会館として昭和地区にありました。ですが、時代の流れとともに子どもの人数も減つてというようなところもあって平成14年3月31日に廃園となり、そして同年12月1日から用途を変更し、この親子ふれあいプラザとして開園をしたところでございます。確かに総社市内には児童館という建物はありません。

資料におつけしました県内の児童館のほうを見ていただいたらと思うんですけども、非常に認可年月日のほうが古く、休止中のところを除くと昭和40年3月29日、No.15番の児童館が古く、新しいところで46番の早島町のアートチャイルドケア岡山早島児童プラザというものがあります。子どもの居場所につきましては、子どもがどういった居場所が欲しいのか、ニーズというところを的確に捉えて、大人がこうであろうというふうな居場所をつくるというものではなくて、しっかりと子どもの意見を聞くというところが非常に重要なことだと考えております。ただ、今現在、具体的な協議、どういったところ、子どもの居場所、どういったものをつくるかというところはまだ協議のほうには至っておりませんが、児童館については以上でございます。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 すみません、あまり細かいところまではあれなんですけれども、要は児童館がないというのは、当然児童館がいい面もあるし、それ以外のところで補えればいいと思うので、児童館が今、昭和地区であったのがなくなつたという、閉鎖されたというところで、今、新しい居場所づくりがあるんですけども、要はその時点で児童館を造つていこうという、新しいところを造つていこうというところが提案ができなくて、代わりになるもので今、そういう居場所をつくつているということの認識でよろしいですかね。

もう一つ、最後のほうに言った、今後、児童館を造つていくところについてお考えがあるのかということだけお聞かせいただければと思います。

○山名正晃委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 柴田委員の再度の御質問にお答えします。

今後、児童館を造るというふうなことにつきましては、まだ協議のほうができるていないというところでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 子どもの居場所に関しましても、総社市内の限られた資源を十分に活用していただいてこの居場所をつくっていただいているという、当局の非常な努力に関して改めて感謝を申し上げたいと思います。

その上で質問させていただきたいんですけども、子どもというのは区分で分ければ乳幼児、そして学童期、それと思春期、大きく分けられると思います。乳幼児期というのは就学前、学童期というのは小学生、思春期というのは中学校から18歳までですね。これが子どもという、いわゆる定義をよく言われると。その中で、現在の総社市の子どもの居場所という建前の中で、それを縦軸としたときに、これは横軸に今度は時期ですね。例えば曜日とか、それから長期休暇であるとか、そういったものを加味したときに、総社市内で補えてないところもあると思うんですね。そこをどのように認識されているかというのが一つ。

児童館というの、今お話しましたけども、各種いろんな取組をされている。その中で、児童館というのはどのように活用されているのか。総社市で、先ほど私が申し上げました空白の例えれば年齢層あるいは曜日であるとか時期であるとか、そういったところとかみ合わせたときに、児童館がその空白の部分を補えているのかどうなのかということを研究されたことは今まであるかどうか、その辺からお教えください。

○山名正晃委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 村木委員の御質問にお答えします。

今現在ある子どもの居場所について、曜日、それから長期休暇等の期間で確かに空白な期間はあるというふうに認識しております。その空白な期間を、空白な部分を児童館で補える、全てを網羅して児童館にある機能で補えるというふうなことを協議していることをまだしていないという状況でございます。

以上です。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 結局、よく総社市が子育て王国ということを標榜していて、この所管というのは本当に総社市の一丁目一番地ですよね。当局の方は非常に取り組んでおられるということは実際、肌感覚で分かるんですけど、やはりこの部分、さっき空白の部分があるというのは、やはり総社市としては今後取り組むべき話じゃないかなと思うんで、これは私、この場で委員長に申し上げたいんですけども、ぜひこの部分を児童館で補えるのかどうなのか、そのあたりを所管事務調査で実際に委員会として議論を深めていただきたいと、このように思います。

私の質問、今回はこれで終わります。

○山名正晃委員長 他に質疑はございませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 すみません。今回出していただいている資料について、それぞれお尋ねをしたいと思いますので順次行きますが、まず3ページのこども夢づくり課から出していただいている、下の園開放、園庭開放の部分ですね。保育園の部分で月1回、利用が月平均2から4組で、幼稚園、認定こども園でそれぞれ月平均10組から1組という形で今出していただいてますけど、これは実際に利用者のニーズとかをお聞きして、この実施でちょうどよいと思われているのか、まだまだちょっと足りないんだとか、実際に利用されている方の声がどういった感じなのかというのをまずお尋ねをいたします。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 山田委員の御質問にお答えしたいと思います。

園開放、園庭開放ですね。こちら、私立の保育園ではすずらん保育園、第2すずらん保育園で、公立の幼稚園と、あと認定こども園、こちらのほうで月1回程度実施させていただいているんですけども、親子で交流を図る、実際に園児と遊ぶことによって集団生活の経験をするというところなんすけれども、一番の親御さんのニーズといいますか目的のほうは事前に、こういった保育園とか幼稚園を利用する際に事前に体験させていただいて、その環境であるとかその施設の様子、子どもたちの様子を伺わせていただいて、その後、申込み等をしていただいて実際に入園という形で、入園する前の事前の体験ですよね。そちらを目的に主にはさせていただいているというふうに聞いておるところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 分かりました。体験入園の前というような、そういった形で非常に評価が高いという感じのような印象すけども、これはもっと増やしてほしいとか、そういった感じのニーズというのは特にはない、もうこれぐらいでちょうどいいというような感じなんでしょうか。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 山田委員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

内容的には、こちらの内容、行事のイベントに参加するとか園で園児と遊ぶと、内容の規模はこちらぐらいの内容で十分というような声は聞いております。

あと、月に1回程度という形すけども、こちらのほうももうちょっと回数を増やしてほしいとか、そういった声とかニーズのほうは今のところは聞いてはございません。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 分かりました。

続けて、次のページ、4ページなんですけども、一時預かり事業と休日保育事業なんですけど、それぞれ延べの利用者数というのを、これ、書いていただいてますが、それぞれ何世帯ぐらいの方が利用されているのかという状況が分かれば教えてください。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 山田委員の御質問にお答えしたいと思います。

こちらのほう、一時預かり事業等、こちらは子どものみの利用、預かりという形になっております。世帯数といいますか、子どもの預かりという形になっておりますので世帯数までは、すみません、把握はできていないんですけども、実際の利用、延べ利用数はこちらに記載させていただいている人数という形にはなっております。すみません。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 分かりました。ということは、これは延べなんで、同じ方がずっと利用されたらそれが延べになっていくわけなので、世帯と今言わせていただきましたが、どのお子さんが継続でやっているということになると実数が分かってくるのかなと思うので、これ、もし今すぐ出なければ、いつかどこかのタイミングで教えていただければなと思いますので、よろしいですかね。お願ひします。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 山田委員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

こちらの休日保育事業、こちらにつきましては315人の延べ人数に対しまして実人数が43人となっております。また、一時預かり事業につきましては、延べ人数5,084人に対しまして実人数がこちらのほうは確認取れおりませんので、また後ほど御報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 よろしくお願ひします。

次が、その次のページ、5ページの学校教育課の関係です。放課後児童クラブで、これは先ほど説明の中で空欄のところはゼロ人と考えていただきたいという、そういった紹介でしたが、これ、考え方がどうなのかというの、資料の見方を教えていただきたいと思います。空欄は、そもそもお子さんがその学校、その学年にいないから空欄でゼロなんですということなのか、ニーズがないからゼロなのか、受入れ体制の問題でゼロになっているのか、この数字のゼロと空白の部分のゼロの考え方の違いというのを教えていただきたいのと、あと資料の見方で、すみません、一番右に待機児童で全部空白というふうになってるんですけど、ここの待機児童というのはこの資料でどういった意味でここへ待機児童というのを出していただいているのか、その資料の読み方として教えていただきたいと思います。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山田委員の御質問にお答えします。

空欄になっているところと普通の記載のゼロは、特に在籍数等は関係ありません。というのは、ゼロを入れてたんですけど、表記が変換のときにできていなくて、申し訳ありません、数字が出ていないというものです。待機児童のところも、空欄のものは全て現在のところ待機児童がない、ゼロという意味で表のほうはお示しをしております。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 すみません、文教福祉委員会が初めてなもので、ここで言う待機児童というものは、いわゆる行きたいんだけど行けないんだという人がいる待機児童なのかというのが一つ。あと、ゼロ人と空白のところが、これ、全てゼロだということで今答弁をいただいたんですけど、その表の見方で、例えば総社小学校だと4、5、6年生がゼロ人じゃないですか。ほかの部分は数字があるということなので、考え方としては、例えば総社小学校や常盤小学校の4、5、6年生のゼロはそもそも受入れを通年利用はしていませんと。山手ですか、やまっこ児童クラブは5、6年生は受入れをしていませんという認識でいいんでしょうか。受入れをしていないからゼロなのか、いないからゼロなのかという、その考え方というのを教えてください。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山田委員の再度の御質問にお答えをいたします。

まず、待機児童につきましては、途中で退所等もありますので、退所をした場合に入所をしたいという希望があつて待っている状態の保護者や児童のことを指します。ですので、空きができたら入りたいという者を待機児童というふうにお示しをしております。

次に、利用者のところですが、すみません、クラブによって異なります。最終的には1年生から6年生まで全てを受け入れたいんですが、事前の調査等で、もう6年生まで募集をかけても確実に低学年から受入れをしていくと高学年は受入れができないということが明らかであるというようなところは、事前にもう何年生以上は募集はかけないというふうな御案内をしています。それで申しますと、1番の総社ひまわり児童クラブは3年生までの募集になっておりますので、4、5、6年生は募集はかけていないゼロです。次のときわんぽぽ児童クラブ3年生まで、4、5、6年生、通年利用は募集をかけていないというゼロです。その下、三つ目のマザー・ブース浅尾児童クラブも5、6年生は募集はかけていない、総社東キッズクラブのゼロも募集はかけていないものです。秦正木山児童クラブの5年生のところは、募集はしていますけど希望者がいないというものです。（後刻、「秦正木山児童クラブは5年生も利用者がおります」と訂正あり）また、やまっこ児童クラブのほうも、基本的には制限はしていないんですが、実質的には定員を4年生、3年生まででほとんど受入れをしていますので、実質的には受入れができないという形で、募集は出でていないというか申込みはしていないという状況です。きよね放課後児童クラブのほうも、ゼロのところは募集はしていないという状況です。今申し上げました、総社ひまわり児童クラブ、ときわんぽぽ児童クラブ、三つ目のマザー・ブース浅尾児童クラブ、五つ目の総社東キッズクラブ、きよね放課

後児童クラブランドセル、そして実質やまっこ児童クラブあたりは、6年生までの受入れを実質的にできていない、受入れの制限をしているという状況でございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 すみません、一番下の池田児童クラブにじいろみらいの1年生と6年生のところにつきましては、6年生は希望者はいない、1年生は在学の児童がおりませんので、池田児童クラブにじいろみらいは1年生がゼロという形になっております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 先ほど秦正木山児童クラブの5年生がゼロというふうに答弁されたんですけども、これ、そこ、5年生の方はいらっしゃいますね。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名委員長の御質問にお答えします。

秦正木山児童クラブの5年生は、児童はおりますが利用者がいないということでございます。

以上でございます。（後刻、「秦正木山児童クラブは5年生も利用者がおります」と訂正あり）

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 すみません、違う資料を見ておりました。秦正木山児童クラブは5年生も利用者がおります。ゼロではありません。訂正させてください。

以上でございます。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 申し訳ありません。違う数字を見ておりました。阿曾鬼の城児童クラブの6年生の空白部分も、在校生、学校に在籍の児童はおりますが、利用者はいないという形でございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 すみません、先ほどの児童館に戻るんですけど、今調べてて、児童館は今後、計画の予定はないという認識でよろしいですか。もう一度答弁お願いします。考えがあるのかないのか。

○山名正晃委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 萱野委員の御質問にお答えします。

児童館の設置につきましては、まだ協議のほうが至っていないというところでございます。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 協議のほうができるないと、それは結構です、できてないんであればね。それで、昨日も総務生活委員会ありましたね。基本構想、総合計画の策定が来年度からで、それででき

てないのがおかしな話だなと思ってて、大丈夫なのかなと思ってて、というのが令和7年6月定例市議会で山名委員長が児童館はどこにやっていくんだって、児童館を造っていかないのかという質問の中で、市長は、今この10年の基本構想を考えておりますけど、そのタイミングに合わせて向こう10年、前期計画、後期計画の中におおむね盛り込んでいく必要があろうかと思いますというふうに答弁してるんですよ。となれば、後期で入れていくのか、いくのであればまだ間に合うでしょうけど、基本構想、昨日、総務生活委員会で議論してますね。その中でももう全くなければ、間に合うんですかって、今そういう話がない。市長が盛り込んでいきますよというふうにこの6月に答弁しているわけですよね。要るか要らないかというのは今後議論はあるのかもしれませんけど、そこらの整合性がちょっといかがなものかなと思うんですけど、6月の質問、市長の答弁をよく整理していただいた上で今の答弁でよろしかったでしょうか。

○山名正晃委員長 保健福祉部長。

○横田優子保健福祉部長 萱野委員の御質問にお答えをいたします。

総合計画のほう、今、審議会が開かれて計画素案のほうが進行中でございます。その中で、どのように位置づけるかというのも今、素案の段階でございまして、ただ先ほど村木委員の御質問にもあったように検討というものは必ず必要でありまして、それで児童館の存在が総社市に必要か、造るべきか必要でないかといった点も含めまして、これから本格的な協議をする必要があると考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 分かりました。来年、令和8年度の基本構想、もしくは前期、後期、間に合うのか、間に合うというか、その中に織り込んでいくと市長は言っているんで、それも必要かどうかということもよく考えて入れていただきたいと。ちょっと今、僕も、山名委員は必要性があると言ったんですけど、私自身が本当に必要かどうかって、この中でもエリアをどこにしていくのかって、この質問の中でも出てるんで、必要であるんであればエリアもよく考えていかないといけない話の中で、市長の答弁と整合性の合うように、市長が勝手に言ってる部分も多分にあるとは思うんですけども、よく整合性の取れる答弁もそちらとしていただきたいと思います。

以上です。もう答弁結構です。

○山名正晃委員長 他に質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、ないようありますので、この際、私より申し上げます。

先ほど質疑の中ありました、村木委員から今後もこの議論を深めていくべきであるというような発言がございました。本件について、これから自由討議を重ねて調査をやっていくのか、それとも自由討議をしていくのか、継続調査をしていくのかというのを皆さんに少しお話を聞きたいのですが、自由討議をした上で継続をしていくかどうかを決めるという流れでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 分かりました。

では、全ての事項が終了した後、委員間で自由討議を行いたいと思いますので、本件に対する質疑を中断いたします。

なお、自由討議の後、必要がありましたら質疑を再開することといたします。

この際、説明員の入れ替わりのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時5分

○山名正晃委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項（1）、昭和公民館各分館の区域について当局の報告を願います。

生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 昭和公民館各分館の区域について御説明いたします。

資料4を御覧ください。

公民館分館は、公民館条例で区域を定めておりまして、昭和公民館は4分館ございます。現在の区域は、上から二つ目の図になります。一番上の図から2番目の図に区域が変更になったのは、令和6年4月に昭和五つ星学園義務教育学校の設置に伴う条例改正からでございまして、小学校区で定められていたものが2番目の図のように字ごとにと定められました。これにより、種井の一部区域について、水内分館であったものが富山分館に変わりました。地域住民からは、生活の現状に合わせて分館区域を変えてほしいとの声が上がりまして、1年をかけて協議を重ねてまいりました。また、協議する中で、宇山地区についても生活の現状に合わせて変更してほしいとの住民からの要望が上がりました。どちらの区域とも生活の実態に合わせた地元住民の要望であることから、一番下の図のように種井の一部については以前の区域に戻し水内分館へ変更し、宇山については日美分館から富山分館に変更したいと考えております。

以上が報告事項1でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田敏委員 この分館ごとに分けるというの、私も初めて知ったんですけれども、分館ごとに分けないと利用者がほかの分館のところは利用できないとか、そういう規定があることで分けているのかということと、前回、住民の要求にそぐわずに分けていたことによって何か地域の方で困った方がいらっしゃらなかつたかなという、その点、分かれば教えていただきたいと思います。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 柴田委員からの御質問にお答えいたします。

分館を分けている理由でございますけれども、分館というのは公民館のまだ細分化した地区割り

でございまして、各分館で様々な事業をされております。分館長とか分館主事につきましては地元住民が役を担っていただいておりまして、各地域でそれぞれの地域性を生かした活動をされておられます。そこで住民からの意見も身近に聞かれて、その住民の要望に応えた活動をされている状況でございます。ですので、分けている理由としましては、それぞれの地域に合わせた小地域ごとの活動ができやすいということではないかと思われます。

それから、前回、住民の要望がということでございますけども、前回は先ほど申し上げましたとおり義務教育学校の設置に伴い行いました。そこで、一番の皆さんからの要望としましては、分館ごとで活動の運営について考える場があるのですけれども、それが区域が分かれたために違う分館に行くようになって、自分たちは今までこの分館で様々な活動していたのに、その分館活動に声を上げることができない、違うところの意見を、声を上げることになるということで、元の地元の現状に合った分館の区域に戻してほしいという声がありました。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はございませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 関連してお尋ねいたします。先ほどの答弁の中では、特に水内のエリアのことを指して言われてるんだろうと思います。五つ星学園になる前の状態に戻していただきたいという、そういった声があつたんだろうなと思っておりますけども、今の御答弁の中では、やはり今まで自分たちがずっと暮らしていた地域に関わっていきたいという、そういったお声だったんだろうというふうに思っております。そこで考えるのが宇山の扱いがどうなのかというところなんですけども、先ほどの答弁がそのまま宇山に当てはまると今度は宇山の声が伝わらないのではないかという、ちょっと心配してしまいました。そういったところ、しっかり宇山の皆さん、また日美分館の方、富山分館の方たちとこの宇山の扱いについてはしっかり協議をされて、皆さん御納得の上、こういった方向でいいよということであったのかどうかというお尋ねいたします。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 山田委員からの御質問にお答えいたします。

宇山地区につきましては、現在5世帯ほどでございます。実際5世帯の方が分館の活動に関わつていらっしゃるのは、今まで日美ではなくて富山分館の活動に関わつていらっしゃいます。地形的にも富山分館のほうが利用しやすいということで、お住まいの方からの声により日美分館から富山分館に変更しようとするものでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項（2）、社会教育施設の指定管理の更新について当局の報告を願います。

生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長　社会教育施設の指定管理の更新について、資料はございませんが御説明させていただきます。

そうじや水辺の楽校及びきよね夢てらすの施設についてでございます。

そうじや水辺の楽校は、高梁川河川敷の富原から下原地内にかけてのそうじや水辺の楽校と、清音上中島地内のかよね水辺の楽校の2箇所がございまして、サポートそうじや水辺の楽校の団体が管理しております。きよね夢てらすは、特定非営利活動法人きよね夢てらすが管理しております。いずれの施設ともに令和8年3月末までが指定管理者の委託期間であり、4月から5年間の指定管理委託を行う予定です。指定管理者は、地元の地域住民で組織する団体が行っており、継続して管理いただくことを考えております。

以上が報告事項2でございます。

○山名正晃委員長　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山名正晃委員長　では、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

では、この際、説明員の入れ替わりのため、しばらく休憩いたします。

休憩　午前11時13分

再開　午前11時15分

○山名正晃委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項（3）、病院施設整備補助事業について（長野病院）当局の報告を願います。

健康増進課長。

○荒木久典健康増進課長　報告事項（3）、病院施設整備補助事業（長野病院）について御説明させていただきます。

長野病院につきましては、移転開院後2年が経過しましたので、当委員会からいただいたおりま附帯決議に基づく御報告等をさせていただきます。

それでは、まず2ページを御覧ください。

議案第36号　令和4年度総社市一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議、1、病院施設整備補助事業については、市と当該医療機関は市が希望する医療機能が継続できるよう、お互いに状況報告や情報交換を定期的に実施し、年に1度、議会へ報告を求めるとしております。

次に、3ページですが、まずこれまでの長野病院の病院施設整備補助の経過につきまして御説明させていただきます。

令和4年6月に総社市病院施設整備補助金交付要綱の制定、令和5年2月に交付申請が提出さ

れ、令和5年8月に補助金交付決定、新病院が移転開院、令和5年10月に補助金を交付しております。

次に、長野病院との意見交換等の状況についてでございますが、移転開院後、2年目についても、市が求める六つの医療機能について、その実施状況が分かる資料を月1回、月末締めで病院から提出いただいております。

意見交換について、提出データの内容を基に、おおむね1箇月に1回のペースで病院スタッフの方に実際に会って、市からの依頼事項や本委員会等の意見の共有、医療スタッフの現場の実情の聴取や取組の工夫、今後の考えなど、様々情報の共有を図っているところでございます。また、提出データの内容だけでなく、病院での人材育成の状況であったり、利用者が増えた健診センターや地域連携室の状況など各セッションの実情、病院において力を入れ取り組んでいる内容、病院運営の状況などについて広く情報交換を行ってきております。

次に、1枚おはぐりいただきまして、4ページから附帯決議に基づく市内における医療提供体制の向上、維持を図るため、また市が希望する医療機能が継続できているかということについて、六つの医療機能ごとに御説明させていただきます。六つの医療機能とは、総社市病院施設整備補助金交付要綱で補助金の交付対象となる事業である2次救急医療機能、回復期リハビリテーション機能、地域連携室、緩和ケア機能、災害拠点機能、健診センター機能のことを言います。順に御説明いたします。

まず、5ページ、2次救急医療機能についてでございます。

1年目、2年目という比較で御説明させていただきます。1年目は長野病院が移転開院した令和5年8月から令和6年7月までの1年間、2年目は令和6年8月から令和7年、今年の7月までの1年間となります。

左のグラフ、長野病院の救急搬送等状況です。1年目の救急搬送人員は、日中207人で、夜間が78人、合計285人で、月平均は12箇月で割ると約24人、2年目の救急搬送人員が、日中202人、夜間65人の合計267人で、12箇月で割りますと月平均が約22人となっております。一方、ウォークインでの受入れは、1年目が231人に対し2年目は265人と増加しており、これらを合計しますと1年目が516人から2年目は532人と、やや増加しております。応需率については、1年目が54%、2年目が55%と、ほぼ横ばいの状況となっております。

救急医療に優先して使用する病床は3床で、休日、夜間の体制については、医師、看護師がそれぞれ1名ずつの配置で、放射線技師はオンコールでの対応となっております。

主な疾患は、発熱、熱中症、目まい、転倒、事故、肺炎、新型コロナなどで、長野病院の総社市内3病院に占める割合は、1年目、2年目とも約15%となっております。

右のグラフでは、傷病程度別の受入れ状況ですが、1年目が軽症160人、中等症102人、2年目が軽症131人、中等症107人となり、いずれも全体の9割以上は軽症、中等症の方となっております。

1枚おはぐりいただきまして、6ページ、参考として市内救急搬送人員の推移ですが、平成31年

に濃いオレンジの市内救急搬送23%、薄いオレンジの市外救急搬送77%だったものが、令和5年には半々となり、長野病院開院後、令和6年には市内56%、市外44%と市内搬送が市外半数を上回り、令和7年はまだ途中ではございますが、市内54%、市外46%となっております。

また、右のグラフの傷病別搬送状況では、令和7年はまだ途中ではありますが、軽症、中等症者の市内搬送割合が増えていっている状況となっております。

2次救急医療機能については、長野病院開院後に新たに始めた機能であり、1年目と比べ2年目は件数としては大きく伸びておりませんが、市内救急搬送やウォークインなどを含めた救急搬送等の状況では2年間で1,000人を超え、夜間の電話対応も含め、市民の安全・安心につながっていることから、市内の医療提供体制を支えてくれているものと考えております。

次に、7ページ、回復期リハビリテーション機能ですが、この回復期リハビリテーション機能は、令和5年8月の移転新築に伴い、新たに既存の療養病床を地域包括ケア病床に転換し実施しているものでございます。長野病院では、院長が循環器、心臓の専門医として、脳梗塞、寝たきりにつながる心房細動の検出、また睡眠時無呼吸症候群の早期発見、治療のため、心臓のエコーや心電図の検査件数や、総社地区にない心臓リハビリ運動負荷などを開院以来、大幅に増加させ行うとともに、併せて数だけでなく質も向上させるため、病院のスタッフである臨床検査技師8名全員が心電図検定1、2級を取得し、何とか平均寿命と健康寿命の差を縮めるよう、六つの医療機能とともに力を入れ取り組んでおり、高齢化により一層増加していく心臓疾患の診療が市内で治療できるようになったことは市民の安心につながっているものと考えております。

それでは、まず地域包括ケア病床の利用状況について御説明します。

地域包括ケア病床は、令和6年10月から13床増床し、26床で運用しております。在宅復帰をサポートする地域包括ケア病床の入院患者数は左のグラフで、病床を増床した影響もあり、1年目が147人でしたが、2年目は294人と倍増、それに伴い実退院患者数も、右のグラフですが、135人から292人へと大幅に増加しております。

主な疾患は1年目も2年目も記載のとおりで、転院元の医療機関としては市外の倉敷中央病院、川崎医科大学附属病院、岡山市民病院などで、2年目はこれに加え岡山医療センターなどもあるとお聞きしております。転院先としては市内のクリニックとなっております。また、市内クリニックからの受入れも多くなっているとお聞きしており、市内での連携も高まっているものと考えております。

平均入院日数は、1年目、2年目とも27日、在宅復帰率は、1年目が82%、2年目が85%となっております。

1枚おはぐりいただきまして、8ページ、回復期リハビリテーション機能2では、リハビリテーション室の使用状況について御説明いたします。

左のグラフが外来患者数、右のグラフが入院患者数です。延べでの利用者数は折れ線グラフとなっておりますが、やや減少をしておりますが、実利用者数につきましては1年目は4箇月の実利用

者数ですので、3倍していただいて1年間でそれぞれ比較しますと、実利用者数はほぼ同程度と推測されます。

次に、下の回復期リハビリテーション機能3、特に力を入れて取り組んでいる心大血管リハビリテーションの実施状況ですが、左のグラフが外来患者数、右のグラフが入院患者数となっておりますが、それぞれの延べ利用人数はそれぞれ折れ線グラフとなって出ておりますが、やや減少しておりますが、実利用者数は1年目が同じく4箇月の人数となりますので、3倍していただいて、1年目、2年目で比較しますと、実利用者数についてはほぼ同程度であると推測されることから、その使用状況については同程度の水準であると考えております。

1枚おはぐりいただきまして、10ページ、参考として総社市内から多く搬送されている倉敷中央病院、川崎医科大学附属病院、倉敷平成病院に御協力いただき、総社市から救急搬送された患者が急性期を脱して総社市内の病院にどのくらい転院しているのかを集計したグラフになります。

令和5年度と令和6年度とを比べ、市外3病院へ救急搬送され、総社市内へ転院された方の割合としては、令和5年度が38%、令和6年度が51%という状況となっております。身近なところで在宅復帰に向けたリハビリ等を行っている割合が増えていることがうかがえ、市内の医療提供体制は向上しているものと考えております。

回復期リハビリテーション機能の説明は以上です。

次に、下の11ページの地域連携室及び緩和ケア機能について御説明させていただきます。

地域連携室では、入退院の手続や転院に医療機関との調整などを行っておりますが、相談利用状況について、1年目と比べ2年目は地域包括ケア病床増床の影響もあり、実利用者数、相談件数とも大きく伸びております。患者さんや御家族が安心して入退院や転院などの手続を行えるとともに、市内をはじめとする地域の医療機関や介護施設との連携も強まり、住み慣れた地域で安心して医療や介護を受けられる地域包括ケアシステムの推進にもつながっているものと考えております。

右のグラフ、緩和ケア機能については、主要な死因となっております悪性新生物、がんや心疾患などの方に対し投薬治療などを行われておりますが、2年目はがん患者の方の紹介が増加していることもあり、1年目と比べ、入院、外来とも大きく人数が増加しております。緩和ケア機能については、もともと療養型の病院として機能自体は有していたところでございますが、入院、外来でのがん、心不全、心筋梗塞など、末期患者の体の痛みを緩和する処置などを行っており、その利用者数が大きく増加していることは、多くの不安を抱える患者やその家族の一助になっているものと考えております。

1枚おはぐりいただきまして、12ページ、災害拠点機能につきまして御説明させていただきます。

まず、資機材の配備状況は記載のとおりですが、災害対応訓練を5月に実施、院内の災害対策本部開設や通報訓練、負傷者等のトリアージ訓練、非常用発電機の設置、起動訓練、パーテーションや簡易ベッドを実際に組み立てて、避難所の設置訓練を実施されました。また、6月には、福祉避

難所として特に医療的ケアが必要な子どもの保護者の方にも現場を見てもらって、市の関係者と共に施設内の設備等を実際に見学し、避難に必要となるものや場所について意見交換を行いました。また、9月の夜間には、職員の参集訓練を実施しております。さらに、長野病院のBCP、事業継続計画の院内周知や活用については、吉備医師会等を通してBCPについても連携し、また病院内でもBCPの委員会も立ち上げており、今後は地域との連携についても考えていきたいとのことでした。災害時に特に配慮が必要な方が安心して避難生活を送れるように、バリアフリー化などの設備が整えられた避難所である福祉避難所に医療機関を指定し、その整備を進めていくことは、災害時の医療提供体制の向上につながっているものと考えております。

次に、下の13ページ、健診センター機能について御説明いたします。

まず、長野病院の健診実施状況についてですが、長野病院より実績報告として提出された、がん検診や人間ドック、企業健診等の実施数です。5がん検診が全て受けられる市内唯一の病院として、検診の受診者数が1年目と比べ2年目は大きく伸びております。

1枚おはぐりいただきまして、14ページ、健診センター機能2では、市が委託して行っている国保特定健診、後期高齢者健診、さらに胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がんといった5がん検診の実施数です。特定健診などに合わせ、がん検診などをセットで受けることができ、1年目と比べ2年目は大きく増加している状況で、新規の受診者も増加しており、病気の早期発見、早期治療及び予防につながるという観点で、市内の医療体制の向上につながっているものと考えております。

15ページは、その他の項目としまして、人員配置状況、職員の状況を記載しております。常勤、非常勤を含む医師は当直医や代診医の増員、看護師は採用、退職のタイミングでの増減であり、理学療法士は1名減という状況となっております。お聞きしたところ、人員的な問題はなく運営が行えているというお話をございます。

以上で、長野病院の2年目の運営状況について御説明を終わります。

1枚おはぐりいただきまして、16ページからは10月7日に開催した病院施設整備補助事業審査委員会の意見の概要について御説明させていただきます。ここまで説明した資料を基に、審査員の方から御意見等をいただきました。

その審査委員の意見の概要ですが、まず2次救急医療機能については、2次救急を1年、2年で簡単に数字を伸ばすというのは難しい話である。また、日中、夜間の救急搬送は若干減っているが、ウォークインの数が増えているということは、救急を受け入れる体制が市民に受け入れられ、認知されてきていると評価できるといった意見や、総社市から市外病院搬送については総社市内の2次救急が頑張ってきているという変化もあり、他都市で見られる3次救急への負担増がなく、非常に雰囲気が変わっていると感じている。また、病院側としては、一気に増やすというのは難しいのは分かる。医療現場は事故があつてはならないので、1歩ずつ徐々に対応していくことしかないと思うといった御意見をいただいております。

次に、回復期リハビリテーション機能についての御意見では、現状、総社市内にお住まいの方は総社市内の病院に帰るという選定の仕方が主となってきているので、数字は変わっていなくても倉敷市内の病院から多く受け入れていただいているという認識を持っている。また、回復期リハビリテーション病床が少ない中、13床増床し受け入れ、患者が増えてきているのは、この地域における地域包括ケアの中、地域医療構想の中でも十分評価できる。これだけの需要、受入れ人数が増えていることは、それだけのニーズもあるということであり、地域に必要な機能を今回整備したことは評価できる。また、市外の病院から帰ってきて、市内の病院の回復期リハビリテーション機能により、どんなふうに過ごして、また家に戻っていくかというところが総合的に認知されるのは少し時間がかかるため、これから実績をしっかりと積み重ねていけば認知ももっと広がっていくと思われるといった御意見をいただいております。

1枚おはぐりいただきまして、地域連携室については、地域連携室の利用状況が増えるというのは、総社市内の3病院が拠点となって紹介、逆紹介をしながら、クリニックとの連携の中で市民の皆さんのが地域でずっと住み続けていけるというところがすごく重要である。また、地域包括ケアシステムの中で、市民の方が安心してずっと暮らせるというところを目指すためにも、地域連携室がすごく重要な要になっていくと思っている。

緩和ケア機能についての御意見では、緩和ケアというのは深刻でせっぱ詰まったニーズがあるので、少しずつ増やしていっているのは、あってよかった、助かったと思っている方がそれだけの数いるんだと思う。また、がんだけではなく他の疾患も視野に入りつつあると思うので、地域とも連携しながら、サービスがより広く適用されていくと思いますので、かなり期待を持って見ていきたい。

災害拠点機能については、全国に福祉避難所がなかなか整備されていない状況の中、医療的ケア児の保護者の施設見学を行い、機能するよう進めているのは非常に効果的であると感じる。

健診センター機能に対する御意見では、企業にお勤めの配偶者の方、被扶養者も受けられるということで、女性のがん検診受診者増につながっており、すごく評価できることだと思っている。健診数が伸びるということは、市民の健康寿命の延伸につながる一歩だと思うので、安定感を期待します。また、実際、健診に行って説明を聞いたりすると、安心感が感じられました。今日の委員の話を聞いても、すごく安心できる病院などだと率直に思う。

下のページに参りまして、その他の意見としまして、病院の運営体制等に対する御意見では、市民や行政、議会などから様々な意見があると思うが、バランスを見ながら取り組んでいる内容について発信してもらえると、今回のこの取組の正当性が評価されやすいのではないかと思う。また、現在、病院経営はどこの病院も難しいものがあるということは聞いているので、機能を安定化するためにはやっぱり人が必要かと思うので、人の確保というところで安定化を図ってもらいたいと思う。

次の市議会で御意見いただきました病院機能評価制度についての審査委員の意見では、病院機能

評価制度は市のほうから強制することはできないと思う。促して、長野病院側がどう判断するかだと思う。病院機能評価というふうに限定しないで、第三者評価を個人や組織でチャレンジしてはどうかと提案してもいいかと思う。

最後、この審査委員会でまとめとして出てきた、これから病院ごとの特色を持って病院運営を行っていく、病院の機能分化が大切であるという御意見が出ました。具体的には、3次救急を担う大病院で設備も人員も機能も全て満たされている病院は全てやればいいが、2次救急を担うような病院は病院ごとに特色を持たせて機能分化を図っていくのが現在の病院運営でとても大事なことであると思う。総社市内において、救急を頑張る病院、その後の受入先として回復期リハビリテーション機能や健診機能等を充実する病院など、病院ごとに特色を持たせて機能分化を図っていくことがとても大事なことである。また、最近の研究から、ある地域ではどの病院も全ての機能を賄おうとして、結果として病床稼働率が落ち、経営にも影響している。一方、それぞれの病院が特色を持って機能分化を図っている地域もあり、その地域では患者の受入れが多かったり、病院の収益もよかつたりしているといった御意見をいただきました。2年目としまして救急の受入れ件数については増やすことはできませんでしたが、回復期リハビリテーション機能や健診機能、地域連携室といったこれから総社市に必要な医療機能が大きく伸びており、市民の信頼も得ていているといった意見や、からの病院運営上、それぞれの病院が同じことを目指すのではなく、それぞれの特色、強みを持って市民の安全と安心につながっていく病院運営が重要になっていることなどの意見がありました。

今後も定期的に病院との協議の場を持ち、病院施設整備補助事業審査委員会での御意見や文教福祉委員会での御意見、市の意向なども病院側に伝えながら、市内の医療提供体制の向上につなげていければと考えております。

最後に、資料はございませんが、薬師寺慈恵病院の工事進捗状況につきまして御報告させていただきます。

薬師寺慈恵病院の補助事業については、総社市病院施設整備補助金交付要綱を基に、令和6年12月13日に交付決定を行いました。工事の進捗状況につきましては、現在2期工事として西ウイングを建設しており、この2期工事が今年11月に完成する予定となっております。その後、東ウイング南を建設し、令和9年5月に全体が完成する見込みとなっております。薬師寺慈恵病院からは、現在この計画どおり、工事のほうは順調に進んでいるとお聞きしております。

薬師寺慈恵病院の補助事業の経過の報告については以上でございます。

以上で、長野病院病院施設整備補助事業についての説明を終わらせていただきます。

○山名正晃委員長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 報告ありがとうございます。

この議会の中で附帯決議が出てるということで最初に載っておりますけれども、状況報告や情報交換を定期的に実施するということで書いてあるんですけれども、この定期的にいうのはどういう期間で実施しているのかというのと、あと今日報告を聞いた中では、昨年との比較とか、数が増えた、利用が増えたいことではすごく前進しているというふうには取れるんですけども、例えばこちら側から経営状況はどうでしょうかとか、こういうことについて報告いただけますかとかという、議会というか市側からのそういう提案ができるのか、その2点をお願いいたします。

○山名正晃委員長 健康増進課長。

○荒木久典健康増進課長 柴田委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、長野病院との協議の頻度についてでございますが、長野病院からは毎月1回、月末締めで病院の医療機能についての実施状況の提出をいただいております。その提出データを基に、おおむね1箇月に1回のペースで病院スタッフの方々に実際にお会いしまして、その中では市からの依頼事項や最近の取組状況、また病院の運営状況など様々なお話を、意見交換も含め、させていただいているところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 じゃあ、市からこういうことをお尋ねしますという形でお話をして、向こうからも返答があるということでよろしいんでしょうか。

○山名正晃委員長 健康増進課長。

○荒木久典健康増進課長 お答えします。

こちらから質問なり意見なりはもちろん申し上げた上で、病院側の立場としてのそれぞれ御意見や実情をお伺いしているところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 私も医療機関にちょっと勤めていた経験もあるんですけども、病院経営というのは現在大変な状況があって、中小病院なんかも危機に迫っているという中で、実際にこの数字だけを見た上では、よくやってるなとか大丈夫かなという評価も取れるんですけども、実際に経営的にどうなのか。1年でそういう実態が分かるとは言い切れませんけれども、赤字経営なのか黒字経営に向かって進んでいるのかという、そういう点もできれば聞いていただいて、こういう報告の中にもあれば、頑張っているなというのがちょっと分かるかなと思ったので、そういう点もし聞ければ、報告の中でいただけると分かりやすいなと思います。

○山名正晃委員長 健康増進課長。

○荒木久典健康増進課長 病院経営の実情につきまして、どこまで詳細確認できるか、お話を伺いできるか分かりませんが、状況をまたお伺いして話をするような際に、聞ける範囲で聞かせていただけたらと思っております。

以上です。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 すみません、資料の見方で教えていただきたいと思います。参考資料っていただいているので、もしかしたらお答えが難しいのかもしれません、まず資料6ページの救急搬送の推移、左側のグラフですが、先ほどの説明の中で令和5年から市内搬送が増えたというふうに御紹介をいただいておりますが、市内のどの病院やそういった施設にそれぞれ行かれているのかというような内訳がもし分かるのならば教えていただきたいと思います。

○山名正晃委員長 健康増進課長。

○荒木久典健康増進課長 市内搬送に占める割合について、山田委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、救急告示病院3病院がほとんどを占めておりますが、長野病院開院後の1年間につきまして申し上げますと、森下病院が、パーセントですが25.7%で、薬師寺慈恵病院が58.6%で、長野病院が15.7%で、令和6年8月から令和7年7月の2年目につきましては、森下病院が26.6%、薬師寺慈恵病院が58.8%で、長野病院が14.5%という状況となっております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 令和7年はまだという、先ほど令和5年と令和6年ですかね。令和7年はまだという。

○山名正晃委員長 健康増進課長。

○荒木久典健康増進課長 先ほど申し上げましたのは、1年目としまして令和5年8月から令和6年7月の1年間で、2年目が令和6年8月から令和7年7月の1年間の数字でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 分かりました。ありがとうございます。

あわせて、分かればでお願いしたいんですけど、10ページの回復期リハビリ機能ですね。これも市外から市内へ移ったという御紹介がありました、これについてはどういった機関に行かれているのかというのが教えていただけるもんでしょうか。

○山名正晃委員長 健康増進課長。

○荒木久典健康増進課長 令和6年度につきまして、市内へ転送された方が多かった川崎医科大学附属病院と倉敷中央病院のほうにお尋ねしましたところ、まず川崎医科大学附属病院からの転院数41の内訳は、長野病院が19名、森下病院9名、泉クリニック8名、泉リハビリセンター1名、薬師寺慈恵病院4名で、倉敷中央病院から60名の方が総社市内に転院されていらっしゃいますが、内訳

としまして泉クリニックが27名、森下病院17名、長野病院8名、薬師寺慈恵病院6名、原田整形外科2名ということをお聞きしております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。質疑はございませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 去年ですか、6月11日と2月5日、私が一般質問をしています。長野病院が1年経過して、その後どうかということで、そのときも市長は厳しく言っていくと、数字が出てない部分は言っていくというふうにおっしゃったんですね。その前の病院補助金交付要綱ができて、債務負担行為か、あのとき組んだときも、吉備医師会が反対しているというときも、吉備医師会へは言うべきことは言っていくというふうに言ってて、去年の11月のことを言いますと、結局、今の特に2次救急に関して、多分9億8,000万円の中で一番多くの費用がそこに補填されていたはずだと思うんですよ。できればその6億円の中で比率も後で教えてください。その中で、今聞く話だと、結局、救急搬送率が15.7%、1年目がね。それで、今聞くと14.5%。これは下がってるんですよね。この前の、去年の12月定例では厳しく言うって言ったものの、結局こういう数字になっているということに関しての見解。

あともう一つ言えば、ついでに、この最後の参考資料の中で一番最後の辺の審査委員の意見等ということで、1年や2年で簡単に数字を伸ばすことは難しいと。10年や15年が必要ではないかというふうに言ってて、これも去年言ってて、結局、日がたてばたつほど、我々が補助金出したのは何ですかね。イニシャルコスト、ランニングコスト。イニシャルコストに出したわけですよね。減価償却という意味を考えれば、減価償却期間、医療機器も多分補助金が出てます。その中で、早いもので3年で減価償却が切れて、その中で、投資をしたもので100%それが活用されていないといけないわけですね。その点も言ったわけですよ。それで、減価償却に関しても、どういったものがあるのかということを教えていただきたいのと、5年で、僕が調べるのは3年から5年というふうになってて、いや、もっと10年も15年もたつよというものがあるんであれば、それはやっぱり病院経営を考えて10年、15年でもいいと思うんですけども、そのあたりの認識、去年と同じ質問にはなるんですけど、改めてこの数字が、結局、市長が言うっていったものの上がってないよというところと、それでまた1年たって減価償却がなくなっていくわけで、そのあたりの認識というものをどのように考えられているのか。結局、市長、言ってるのか言ってないのかというところもあって、結局言ってるけど聞いてもらえてないじゃんってことになるとは思うんですけど、まずは言ってるのか言ってないのかと、あと詳しい数字も含めての御説明を願いたいと思います。

○山名正晃委員長 健康増進課長。

○荒木久典健康増進課長 萱野委員の御質問にお答えさせていただきます。

長野病院に対しましては、定期的な協議の場で救急搬送件数を伸ばしていくことについてのお話ももちろん行っております。ただ、現状として、なかなか人命、一刻を争うという状況の中

で、思うように数字が伸ばせていない状況があるということもお聞きしております。ただ、少し前からになるんですけれども、医師の確保というのにも継続的に動かれているというふうにお聞きしておりますので、そうした、引き続き伸ばしていただけるように協議を続けてまいりたいと考えております。

次に、六つの医療機能につきましての内訳についてでございますが、それぞれ施設と医療機器の金額がございます。まず、2次救急医療機能につきましては、医療施設のほうで2次救急医療機能については1億5,100万円、医療機器金額のほうで1億900万円、回復期リハビリテーション機能では1億4,200万円、回復期リハビリテーション機能の医療機器では1,300万円、地域連携室機能では2億2,200万円、緩和ケア機能につきましては3,000万円、災害拠点機能につきましては6,000万円、健診センター機能につきましては3億900万円で、健診センター機能の医療機器部分につきましては1億5,100万円となりまして、先ほど申し上げたのは10万円以下は省略させていただいておりますが、合計として9億9,926万円となりまして、予算上限額9億8,000万円での交付となっております。また、令和6年10月に変更承認のほうを行っておりまして、現況では10億3,700万円となっております。こちらにつきましても予算の上限が9億8,000万円のままという状況でございます。

また、三つ目の減価償却につきましては、それぞれ厚生労働省の補助事業等により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間等の承認基準にもよるかと考えておりますが、5年以上となるものもその中には存在しているものと考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 すみません、詳しい数字をありがとうございました。感謝いたします。

結局、最初の質問で、市長は言ったんですか。定期的にこういう人たちで会合してますよっていって、市長は言うべきは言うんだって強く言ってて、市長は実際に言いに行ってるんですか。結局、言いに行くんだって言ったところで、市長自身があの本会議場で何度か言いに行くんだっていって息巻いてたんですけど、それは行ってるんですか、行ってないんですか。その点だけ確認させてください。

○山名正晃委員長 保健福祉部長。

○横田優子保健福祉部長 私、保健福祉部長が度々長野病院のほうを訪れます、院長と面会し、あるいは代表と面会し、申し上げさせていただいております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 結局、代理なんですね。いやいや、やっぱり市長本人がこの件について物を申していくということが重要だと思うんですよ。結局、行ってないじゃないですか。さっきの答弁でも何かええことばあ、最近、市長の答弁も、ここで言うことじゃないんですけど、ちょっと問題が

あるなというふうな認識を持っております。ぜひ市長自身が本会議で言ったんですから、それは市長自身がこの問題に対して、しっかりと私が積極的に行くんだ、そしてこここの数字を上げてもらうんだということを本人が言ってるんだから、そこは本人が行かないと。結局、横田部長行ってこいと、これを言ってこいって言って、いや、代理じゃ駄目なんですって。この熱意を、本会議場であれだけ熱意を持ったことを言われたんだから、本人が行かないと、その点については部長じゃないほうがいいと思いますけど、答弁は、その点についてはどのように市長に伝えて、市長が取り組んでいくのか。もう今度からは部長は、私は行きませんって、萱野委員がこう言いましたぐらい言ってください。そうじゃないと、あの人、行きませんよ、本当に。いかがでしょう。

○山名正晃委員長 副市長。

○中島邦夫副市長 確かに市長は本会議場でそのように答えたんだと思います。市長がやりますと言ったことも、市長が自分で全てやるとは限られません。代わりに私が行くことももちろんありますし、部長が行くこともあります。ただ、今回は、萱野委員が本日この委員会でこういうことを言ってましたというのは、私のほうから市長にお伝えします。

以上です。

○山名正晃委員長 この際、私より申し上げます。

この後、質疑がまだある方はいらっしゃいますでしょうか。であれば、午後にいたしたいと思います。

では、山田委員、お願いします。

○山田雅徳委員 すみません、私の質問と萱野委員の質問とちょっと重なるんですけど、私が聞いた市内の救急搬送の推移ということで、大きく3病院の内訳というのを教えていただきました。長野病院が14%台だという、これは前回より下がってるじゃないかという、そういう話も出てきた中で、ここは要は3病院の内訳ですね。長野病院のところを上げていくんだというような話が議論でよく出てくるんですけども、これは何かこの数字になっている主な原因というのがあるんですか。そもそもいっぱいいっぱいの受入れ体制でこの割合、この数字になっているのか、余裕はあるんだけども患者の搬送状況の結果こういう数字になっているのかとか、何でこういう状況なのかということを分析はされているんでしょうか。主な理由があれば、それを教えていただきたいと思います。

○山名正晃委員長 健康増進課長。

○荒木久典健康増進課長 長野病院との協議の中で話をお伺いしているのは、長野病院側としては受けられる方は確実に受けていると。ただ、一刻を争う患者の状況もあり、難しいものはいち早く、一刻でも早く他の大病院のほうへ搬送してもらうようにお話をしているという状況でございました。ただ、現況では受けられる方は最大限受けているという中で、そうしたところにウォークインでも受けておりまして、そのウォークインの方々が来られたときに救急搬送が重なるであるとか、そういう状況になると救急搬送を併せて受けることが難しくなってしまうようなときもあり

ますというようなお話をございました。

ただ、先ほどお話ししましたが、引き続き医師の確保に向け、今、取り組んでいるところであるというお話を伺っておりますので、市のほうとしましても引き続きこの救急搬送件数をどう伸ばしていくかというような協議を行ってまいりたいと考えております。

○山名正晃委員長 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

では、この際、しばらく休憩いたします。再開は13時10分、お願いいいたします。

休憩 午後0時7分

再開 午後1時10分

○山名正晃委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、調査事項（2）、障がい者千五百人雇用についての調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

福祉課長。

○小野玲子福祉課長 それでは、調査事項（2）、障がい者千五百人雇用について御説明いたします。

資料の2を御覧ください。

まず初めに、基本理念をうたっております。市は、この基本理念にのっとり、率先して障がい者の雇用に努めているところです。

次に、2番目、障がい者千五百人雇用の経緯について御説明いたします。

平成20年9月にリーマン・ショックにおける障がい者の雇用状況に着目しました。

平成23年4月には障がい者千人雇用を開始。この1,000人の根拠ですけれども、当時、障害者手帳を持っている方が約3,200人。そのうち、18歳から65歳の就労期の方が約1,200人おられました。さらに、そのうち既に就労している方が180人ということで、差し引いた約1,000人の就労支援を目標といたしました。同年7月、ハローワーク総社と「福祉から就労」支援に関する包括協定を締結し、就労支援ルームを設置しております。

平成24年4月には、総社市社会福祉協議会の中に総社市障がい者千人雇用センターを設置し、社会福祉士などの専門職による相談支援を開始。そして、障がい者の特性を理解した上で就労支援を行うことで、企業側のニーズに合ったマッチングを行いました。

そして、6年後の平成29年5月に目標の1,000人を達成いたしました。同年9月には、その時点で就労期の障がい者の方が1,650人、そのうち既に働いている方が1,000人ということで、未就労と思われる方が約650人ということで、障がい者雇用を1,500人として新たな目標を設定したところです。

次に、2ページを御覧ください。

3番目、障がい者千五百人雇用の推移のグラフでございます。

①は総社市の障がい者の就労者数の推移です。

平成23年当時180人だった障がい者の方が、令和7年8月1日時点で就労者数が1,453人となっております。グラフの青色のところが一般就労者数、オレンジ色は福祉的就労者数となっております。福祉的就労とは、就労継続支援A型、B型事業所、そして就労移行支援、また地域活動支援センターⅢ型の利用者、総社市で言うとNPO法人あゆみの会がそれに当たります。割合で言いますと、福祉的就労が約3割、一般就労が約7割となっております。

②障がい者千五百人雇用センターの状況でございます。

ア、現在の千五百人センターの登録者数の内訳です。登録者754人のうち、障がいの内訳ですけれども、身体が144人、知的が210人、精神が295人、その他は手帳がない方ですとか不明の方が114人となっております。

その下、イのグラフは障がい者千五百人雇用センターの延べ相談件数でございます。青い棒グラフは在職中の方、緑が休職中、お仕事を求めている方の数です。令和6年度の相談件数は5,626人で、在職中の方の相談も2,701件と半数近くございまして、就労支援とともに定着支援が重要になってきております。

続いて3ページを御覧ください。

③就労移行支援金制度についてでございます。

就労移行支援金とは、就労継続支援事業所で3箇月以上福祉的就労した方で、福祉的就労から一般的就労へ移行し6箇月以上継続して就労した方へ、1回に限り10万円を支給する制度でございます。支給実績は記載のとおりで、今年度令和7年度も10月末で7件となっております。

④障がい者の就労後の職場定着率ですけれども、約8割の定着率を維持しております。

障がい者千五百人雇用センターの職員の方、基本的に3箇月以内に1度は必ず定着訪問をしてくれています。

続きまして、4番目、就労継続支援A型事業所の現状について御説明いたします。

①就労継続支援の概要でございますけれども、A型事業所とB型事業所の概要を記載しております。二つの大きな違いは、A型は雇用契約に基づく就労が可能であり、最低賃金以上の給与が支払われるところでございます。B型は、雇用契約は結ばず、作業に応じた工賃が支払われます。

続きまして、4ページを御覧ください。

こちらの表は、総社市内にある5箇所のA型事業所の一覧でございます。各事業所の主な作業内容は記載のとおりで、1番目のNPO法人のぞみ、2番目の一般社団法人岡山障害者地域生活支援センター、グリーンファームは昼食時に市役所の入り口でパンやお弁当を販売してくれています。

③令和6年度の報酬改定による経営面への影響等についてでございますが、総社市内、閉鎖した事業所はございません。各事業所への聞き取り調査を実施したところ、経営面への影響について

は、報酬改定が直接の原因となる影響は感じていないということでしたが、それぞれの事業所で厳しい現状を乗り越えていく努力をおられます。例えば、B型事業所を開設して、A型、B型の多機能へ移行することで、A型の雇用契約を結ぶことが難しい方が障がいの特性に合ったB型で就労することで、障がいの方の負担も軽減され、事業所のほうも適切な運営に改善できています。また、農作業だけでなく、お弁当の製造販売など、収入増につなげたなど、経営努力をされております。

④事業所の運営面への指導等についてでございます。

令和6年度は、1事業所から、管理者から利用者への威圧的な発言に関する通報がございまして、県と市、またハローワークで事業所に事実確認の調査を行いまして、助言と、それから口頭注意を行っております。今後も多くの障がい者の方が笑顔で働くことができるよう、就労現場のよりよい環境整備に努めてまいります。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

林委員。

○林 恭一郎委員 ありがとうございます。

障がい者千五百人雇用、もうすぐ達成なんですけども、これを達成するとまた次の目標はできると思うんですが、現在の就労期の障がい者数、それから既に就労している数、未就労と思われる数というのはこここの平成29年9月からは今ちょっと変わってると思うんですけども、どれくらいの数字に変わってるでしょうか。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 林委員の御質問にお答えいたします。

先ほども御説明いたしましたとおり、現在1,453人の、8月1日現在で就労者数となっておりまので、就労期の障がい者数でございますが、今、手元には平成29年の数字しかありませんので、資料の2ページを見ていただきますと、3の②のところでございます。今、障がい者千五百人雇用センターのほうに登録者数が754人おられますので、こちらのほうが今登録している登録者の数でございますので、あと754人ということでございます。

○山名正晃委員長 福祉課長、数字として、現在の就労期の障がい者数を林委員は聞かれてるんですが、それでしたら平成29年の1,650人足す現在の754人という計算でよろしいんでしょうか。そうではない。

福祉課長。

○小野玲子福祉課長 障害者手帳をお持ちの方の就労期の方の数は、今現在1,401人となっております。これは令和7年4月1日の数字ですけれども、現在、障害者手帳所持の就労期の方、1,401名となっております。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 後ほど調べてお答えします。

○山名正晃委員長 質疑の内容が恐らく平成29年までの数になってますので、直近のときの就労期の障がい者の方の数で、そのうちの今、就労者数は恐らく1,453人が今出てますので、就労期の障がい者の方の数というのが、恐らく林委員はそこが知りたいところだと思います。後ほどお願いいいたします。

では、他に質疑は。

林委員。

○林 恭一郎委員 いずれにしても、この1,500人を達成したら新しい目標立てて、それに向かっていくのではないかと思っております。そのときにちょっと心配なのが、事業所がちゃんと確保されてるかどうかなんですね。今ここを見ると、A型が5事業所ですね。B型が16事業所でしたか。何年か前に見たときにもう少し、A型事業所がもうちょっとあったような気がするんです。それが、たしか七つか八つぐらいあったような記憶があるんですけど、それが五つになっているということで、それは減ってると。私の見た情報が正しいのかどうか分からない、正しいと思うんですけど、減ってます。新しく就労するときに、就労する場所がないとなかなか達成も難しいと思います。全国的に見ても、このA型、特にA型なんかは最低賃金を支払わないといけないというのもありますし、それからこの働く内容にしても、製造するものはいいんですけど、いろいろ袋詰め、梱包ですかそういうものは生産性がやっぱり低いので、どうしても企業としては生産性が低いと経営も不安定になりますがちだと思います。そういったことで、これからいろいろ当然企業努力をして改善とかも行っていくと思うんですけども、実情ですね。現状、本当にそれだけその企業がこれからも安定して経営ができるのかということをちょっと心配しております。ここでは、一応先ほどの説明ではいろんな努力をして経営改善してるとか出てましたけど、実際、私も相談も受けておりまして、実際になかなか、例えば週30時間以上働きたいと。それでも、30時間以上働くと社会保険に入らないといけないとか、それを回避するためにそれ以下に抑えられるとか、そういう声も聞いてるんです。実際のところ、本当にA型事業所、B型もそうですけど、経営がうまく成り立っているのかどうか、そのあたりはどう把握されてますでしょうか。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 林委員の御質問にお答えいたします。

A型事業所、現在5箇所です。昨年まで6箇所ございましたが、ワンピース総社が一般企業のほうへ移られましたので、今現在は5箇所でございます。令和5年度から令和6年度にかけて、同じ方の報酬とかを比べてみましても賃金とかは上がっていて、全体を見ても経営のほうは健全に行われているというふうに我々は見ております。事業所の中には黒字になっていないところもありますけれども、そちらは県と市と改善指導もしておりますし、それから内容等も改善をされています。要は障がい者の方が働いたお金がちゃんと障がい者の方へ渡っている、その率でも判断するんです

が、そちらのパーセントのほうも改善していますので、それからB型事業所についても数が増えているところですので、A型事業所の数については今のところはこちらでまだ大丈夫だと私たちは思っております。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 分かりました。ありがとうございます。

それともう一点、職員によるパワハラ、これは令和6年度に1件、被害報告が上がってるということですが、恐らくこれ、氷山の一角で、これもいろんな相談者から聞いた話なんですが、かなりきつい言葉を言われるとか、あるいは見学に来ておられる、初めて見学に来られた方に対してかなりの厳しい言葉を使ってるのを目撃したとか、そういうふうな声も聞いております。やっぱりこれ、福祉事業としてやっているわけで、そういう障がい者の方が多いですから、普通の方とは違うとしても仕事になりまして、同じように仕事はできないと思うので、そういったパワハラ、普通の一般の企業でもそうですけど、パワハラというのは絶対駄目だと思うんです。そういうところを、市のほうでよくその辺を指導、市か、あるいはハローワークでもそうですけど、指導とかをしてるのかというふうなことを思っております。

それから、作業が軽作業の場合があるんですけど、実際は大きな荷物を運んできて机で作業すると。そして、できたらまた所定の場所に持っていくというような作業があると聞いてます。ただ、その場合、障がい者の方がつえをついておられる方とか、それからの車椅子に乗られてる方、こういった方は荷物を、重たいものとかを下ろしたりすること、持ってくることができないんだそうです。そういうサポートがあるのかというと、総社市のA型事業所ではサポートがないと聞いてます。仕方なく、総社市はないので、総社市は働けないということで、倉敷市や吉備中央町とかそういうところに行かれる、そういう方がいると聞いてます。やはり福祉事業としてやってるとなると、そういうサポートも絶対必要だと思うんですけども、その辺の事業所に対してそういう指導等、そういうものはありませんか。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 林委員の御質問にお答えいたします。

障がいの方、厳しい言動を受けたというふうな通報というのは窓口にも、去年、令和6年度は数回ございましたので、その都度、市のほうで指導に行っております。それから、先ほど言われました、つえとか車椅子の方のサポートについては、こちらの窓口のほうでは通報等はなかったんですけども、そういう声があるというのは私たちもちょっと情報のほうが収集できておりませんでしたので、改めてA型事業所のほう、指導等に回っていこうと思っております。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 ぜひお願いします。見学して面接をしたときに、その時点で車椅子だとかつえをついている方がおられたら、それが理由で断られることもあるそうなんです。そのあたりを市のほうでもしっかりと把握していただいて、今後、いい方向に持っていくださればと思います。で

ですから、やっぱりこういうパワハラですか、障がい者の方ってやっぱり特に立場が弱い方が多いんだと思うんです。一般の仕事であれば、一般の方であれば、例えば仕事を辞めてもまた次が探せるようなことはあるでしょうけど、障がい者の方というのは働く場所も限られてますので、少々きついことを言われても泣き寝入りみたいな、ちょっと我慢しようとか、そういうふうに思われる方がどうしても多いと思うので、なかなかそういったことを報告するのは勇気が要ると思いますので、耳を研ぎ澄まして、そういった方の声を聞いてあげていただけたらと思います。

それで、そういった事業者が実際にあるといったときに、事業者に対して何かしらの指導というか、例えば抜き打ちでモニタリングをするとか、実際に訪問してみるとか、あと事業者の職員に対してあらかじめハラスメントを防止するような研修、そういった義務化といいますか、それが実際にもう今できとるかどうか分からんんですけど、そういったことで、しっかりと事業者の方にもしっかりと自分たちが福祉事業としてやってるということを考えてほしいんです。そういった、市として何かそういった事業者に今後そういうことが起きないようにこういうことをやってくださいよという指導とか、あるいは研修だとか、そういったものというのはできにくいですか。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 ありがとうございます。障がい者の方がつらい思いをしないように、我々も努めてまいります。資料の4ページの一番下のところにもございます、各県、市、ハローワーク等の役割がありますので、我々の市としての役割を努めていこうと思っております。ありがとうございます。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 ぜひその辺はしっかりとよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はございませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 2ページ目の資料と、先ほど林委員が聞かれた現時点での就労期の障がい者数は私も知りたいので、分かり次第、教えていただきたいと思います。

それで、2ページ目の資料の、この障がい者就労者数の一番新しいところの福祉的就労者数の中に精神障がい者、当然三つ障がいの区分けがあると思うんですが、精神障がい者の方もいらっしゃるのか、いらっしゃる場合はどのくらいの方がそこにいらっしゃるのかというのと、下の2のほうの横のグラフのその他というところにも114という人数があるんですが、その他というのと例えはこういう方というのとが分かれば教えていただきたいと思います。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 まず、他のところでございますが、他のところは手帳を持っていない方、不明な方、またそれから難病の方も含まれるようになっております。

それから、精神障がい者の方の数につきましては、先ほどの御質問と併せて後ほどお答えさせて

いただきます。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 あともう一つ、就労期の障がい者数が1,500人以上いらっしゃると思うんですが、この雇用をしている、新しい資料では1,355の中に、総社市以外の方の数というのは含まれているんでしょうか。これは、その中の総社市の方がこれだけいるというふうにグラフで判断したらいいんでしょうか。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 最新の数字で申し上げますと、1,453人の内訳ですけれども、市内の方、市外の方もおられます。一般的就労で言いますと、市内の方が595人、市外が381人、それから行政機関はのけまして、福祉的就労が市内の方が365人、市外が97人というふうな内訳になっております。

○山名正晃委員長 他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 資料2ページに基づいてお話をさせてください。一般就労と福祉的就労ということがあって、今回の1,355人ですか、令和6年が、ということなんですけど、その中で福祉的就労の中でも下に内訳があって、これ、雇用、雇用と言ってるけど、A型以外は全部雇用じゃないんですね、福祉的就労。分類で言えば、B型があって、就労移行支援があって、地域活動支援センター、この中の内訳を教えてください。多分きっとA型が随分少なくてなるんだろうと思うんですけど、その内訳を教えてください。

あと、もう一個、一般的就労なんですけれども、これはやっぱり一般的就労が法的義務も課されてて、高い数字にはなってます。この中で、総社市内の会社、これは総社市の障がい者の雇用なんで、倉敷市に行ってもいいとは思うんですけども、やっぱり総社市内でお勤めされる方が多いと思うんで、総社市内の法定雇用率が課される会社の数と、今実際に課されているけれども満たしている、満たされていない数を教えてください。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 福祉的就労の市内の内訳ですが、A型の方が92名、それからB型が251名、それから地域活動支援センターIII型が30名となっております。

それから、手元のほうに令和5年度のものしかないんですけども、市内の法定雇用に該当する会社の数は、今、約60社弱だというふうに把握しております。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 60社で、全部そこの会社は法定雇用率が今2.5%ですか。2.5%ですよね、法定雇用率。それ、全部満たされているかどうかというのは分かりますか。

それと、先ほど事前にお話ししてたやつで、結局2026年7月からですか、法定雇用率が2.7%になります。そして、今40人以上の会社が雇用されている方が2.5なんんですけど、これが35人に法律

がまた変わって、より一層会社にとって障がい者雇用を促進する法律ができるわけなんですけれども、私、先ほど林委員も言いましたけど、これ、千五百人雇用っていって、最初、千人雇用をつくったときに、できてうれしくて、市長が次は千五百人雇用にするんだって、これ、議会の条例ですかね。それを条例をかけずにやるんだと言って、これも一悶着ありましたけれども、今度は私は結局、法定雇用率もどんどんどんどん高くなる中で、雇用率も高くなつて一般就労もせざるを得ない状況になつてくると、私、これ、1,500人からほんなら次2,000人に行くんだとかそういうもんじやなくて、今、林委員が言われてるのは多分量より質の問題だと思うんですよ。そこを、今後、条例、1,500人を超えたら2,000人行くんだじやなくて、その千五百人雇用の条例を生かしたまま、さらなる質の改善という中身をしっかりととしていただきて、定着率であつたり、総社市、千五百人雇用いいねという、ただ数字だけじやない問題に取り組んでいただきたいというのが思ひであります。なので、ちょっとすみません、会社の一般雇用率の話も含めた見解をお尋ねいたします。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 萱野委員の御質問にお答えいたします。

令和5年度の数値なんすけれども、総社市の法定雇用率達成状況が56.5%となつております。それから、今後すけれども、委員おっしゃるとおりで、我々も数よりも質のほうをこれから高めていきたいと思っているところでございます。就労した後の居場所ですとか生きがいを感じて生活できる、幸せを感じられるような環境づくりのほうに力を入れてまいりたいと思っております。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 ありがとうございます。令和5年度で56.5%、5割ですね。あの5割がまだ枠があるよということで、それでさらなる、2027年には35人になって雇用率も2.7となるともっと枠が広がつてくる、裾野が広がつくるんで、しっかりとそのあたりまで一般就労に向けて力を入れていただきたいと思います。もう答弁結構です。

○山名正晃委員長 他に質疑は。

福祉課長。

○小野玲子福祉課長 ありがとうございました。

先ほどの御質問の中で、障害者手帳の保持者、現在3,234人、うち就労期の方は約1,700人でございます。平成29年から微増しております。

それから、御質問の中で、精神障がい者の数の御質問がございました。こちらが538人でございます。

○山名正晃委員長 林委員、柴田委員、こちらのお答えでよろしいでしょうか。林委員もよろしいでしょうか。

では、他に質疑はございませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思います。資料の2ですね。就労者数

ということで、何年度、何年度という形で数字を上げていただいておりますけども、これはそれぞれどこかの締め日があって、何月何日時点で何人現在働いていらっしゃる方がいるという考え方でいいんですかね。どこかの何月何日時点で退職された方もいらっしゃるのかもしれないとは思うんですけども、要は何月何日時点で今現在、市内、近隣の市町村で今これだけの方が働いていますというような形なのか、それともその年度のマックスを出されているのか、それとも例えばどこかの時点で辞められた方はそこに入っていないのか、数字のここへ出している考え方というのをお聞かせください。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 山田委員の御質問にお答えいたします。

まず、退職者の方はカウントはしておりませんが、毎月1日現在、8月1日、9月1日、1日現在でハローワーク総社、それから障がい者千五百人雇用センターと我々と毎月ミーティングをしていて、新たな就労者、それから辞められた方の入り繰り等でカウントを積み上げてきております。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 積み上げですか。これは延べ人数ですか。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 すみません、言い方が分かりにくくて申し訳ありません。実人数でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 実人数で、要はどこかのタイミングで、例えば令和6年8月1日現在で、現在就労されている方というのが何人ですよという感じで毎月毎月ハローワーク総社とかとやられていると。今出されている、ここの毎年毎年の資料があるんですけど、それはどの時点のものなのか、その年度の一番ピークのものを毎回出されているという認識でよろしいんでしょうか。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 毎年度、月末で閉めておりますので、4月1日現在の数字となります。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 じゃあ、毎年の4月1日のということで、実人数ということですから、例えばどこかに替わられた、辞めて入って2人とかという考え方じゃなくて、実際に働いている人数だという、そういう答弁だったと思います。それはそれで承知をいたしました。

あと、障がい者千五百人雇用センターの延べ相談件数という形でそれぞれ数字を上げていただいておりますけども、すみません、午前中でもお尋ねをしたんですけども、この手のやつは延べなので、実際にお一人の方が複数相談されていることもあろうかと思います。実際の人数というのは、どれぐらいの方が相談をお寄せになっているのかというのが分かれば教えてください。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 すみません、調べる時間をいただけたらと思います。後ほど答弁します。

○山名正晃委員長 他に質疑はございませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 先ほど人数を報告いただいたんですけども、約1,700人、就労期の障がい者の方がいらっしゃるということで、一つ前に教えていただいた、市外の方もこの1,453人の中に含まれてることで、単純に差引きすると約1,000人の方が市内の方という感じになるので、今報告があった、これが令和6年なので若干差はあるかと思うんですが、その差額で約700人の方が市内の方で就労していないというふうに単純に私が考えたところなんですが、その方が例えば逆に市外で働いているという、そういう状況は市ほうでは把握されていらっしゃるのか、もし分かればその約700人近くの方が何人ぐらい働かれているというのを教えていただければと思います。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 8月1日現在で言いますと、福祉的就労の中の市外への方が97名ということになっております。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 あと、登録者内訳のところの人数が754人というのが、例えばまだ、これに一概に含まれるとは思いませんけれども、今97名いらっしゃるということは約600近い方がまだ就労されていない。ここに相談に、登録者数の中の600人余りが、数字は違いますけれども、この中に含まれているというふうに考えたらいいのか、それとこの数字はあまり関係がないというふうに思つたらいいんでしょうか。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 2ページの登録者数の754人ですけれども、こちらは就労している方も含まれておりますので、イコールではございません。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 となると、就労者数と登録者数、登録している人というのはどういう目的で登録しているのか。就労場所が決まるまでの登録なのか、例えば就労先が決まってもいろいろ相談事をやりたいので現在も登録をしている、前登録していたけども必要ないから抜けたということで、この754人という方はどういう方なのかというか、質問の中身が難しいんですけども、例えば就労していない方が純粋にここに全部入っていれば単純に考えやすいんですけども、働いている方も登録されているという意味では、どういう方がこの登録者に残っているのかというのが少しほかれば教えてください。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 障がい者千五百人雇用センターのほうで相談を受けて、登録用紙に記入されまして、関係機関と情報共有をしているという方が754人で、実際に働いている方、就労していても定着の相談があることもございますので、まだの方、それから仕事されている方もここには含まれています。だから、実際の相談件数は、全く登録していない方も直に相談に来られる方もあります

ので。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 就労したからもう相談は終わりではなくて、ずっと定着していく上での相談もセンターのほうでは受けています。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 単純に私は就労先を見つけて、そこを見つけたら離れるのかなというふうには思っていたんですけども、そういう定着するまで残るとか、様々な状況によって登録者数が残っているというふうに認識したらよろしいですかね。ありがとうございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、ないようありますので、この際、私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

では、この際、しばらく休憩をいたします。約10分間。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時 4分

○山名正晃委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次の報告事項に行く前に、午前中ありました子どもの居場所についての当局からの答弁がございますので、お聞き取りを願います。

こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 失礼いたします。今日午前中に調査事項（1）のほうでございました山田委員様からの御質問ですけれども、一時預かり事業の実人数ということで御質問いただいておりましたが、こちらのほう、112名となっております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 質疑はよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 ありがとうございました。

では、次に報告事項（5）、小規模保育事業所の設置運営事業者の決定について当局の報告を願います。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 失礼いたします。報告事項（5）、小規模保育事業所の設置運営

事業者の決定につきまして御報告いたしますので、資料の7を御覧ください。

委員長をはじめ各位の皆様方には10月の初旬に個別にお伝えさせていただきました内容ではございますが、改めまして御報告のほうをさせていただければと思います。

7月に実施いたしました民間保育所設置の公募におきまして、事業候補者1者の辞退がございましたので、再公募を実施いたしまして、9月30日に選定委員会を開催し、プロポーザルによる選考を行ったところでございます。応募いただきました事業者は2事業者ございまして、選考の結果、総社市地頭片山53-36、特定非営利活動法人ほつとはあと様に決定したところでございます。保育所の設置場所は総社市駅南二丁目地内で、定員は19名、令和8年4月の開所に間に合いますよう進めております。

また、参考といたしまして、8月の文教福祉委員会で御報告させていただいておりますが、今年度の公募により決定いたしました民間保育所につきまして記載のほうをしております。改めまして、認可保育所が社会福祉法人超寿会様で、定員90名、令和9年4月からの開所を予定しております。また、もう一つの小規模事業所が社会福祉雪舟福祉会様で、定員19名、令和8年4月からの開所に向かまして、こちらのほうも進めておるところでございます。

御報告は以上でございます。

○山名正晃委員長 では、これより質疑に入ります。

質疑はりませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

では、この際、説明員の入れ替わりのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時7分

再開 午後2時7分

○山名正晃委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、調査事項(3)、学校自由枠交付金についての調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 それでは、調査事項(3)、学校自由枠交付金につきまして説明いたしますので、資料の3を御覧ください。

この学校自由枠交付金は、学校力の向上を目指して、各学校の実態に応じた独自性や特色ある教育活動の推進、活性化を図るため、校長の裁量で自由に使途を決めることができる交付金を各学校に交付するもので、平成26年度から交付をしております。通常の予算ですと、学校から要望のあったものにつきまして市が優先順位等を考慮し執行していたもののうち、少額の修繕や消耗品の購入など、予算の一部について、それぞれの学校がそれぞれ実情に応じ、校長の裁量で迅速に対応

することができるよう制度化したもので、これにより学校の使途の自由度が高まったものと考えております。

現在、自由枠交付金の予算は総額3,600万円で、交付対象事業として総額裁量事業、これは学校管理運営、それから環境整備といった経常的経費に使うものと、もう一つ、特色枠事業、特色ある学校づくりに使うものに対して交付しております。どちらも一定の額を配分する均等割に、学校規模、学級数割ですか児童生徒数割を組み合わせて交付をいたしております。

別紙といたしまして、各学校への配分額と実績をまとめしております。なお、令和4年度は、全体を総額裁量事業として各校へ配分しております、令和5年度、令和6年度は総額裁量事業分、特色枠事業分と区分し、配分を行っております。主な使途につきましては、学校間で多少の違いはございますが、主には報償費、消耗品費、印刷製本費、それから修繕費、備品費といったものでございます。

なお、自由枠交付金の中で修繕費として使われているものにつきましても記載しております、これも学校により差はございますが、平均しますと交付金額に対しておおむね5%から7%で推移しているところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はりませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 資料を見ながらお尋ねをいたしたいと思っております。

4ページを例で出しますが、令和6年度、各学校への配分額及び実績ということで、それぞれの学校を出していただいてます。総額の裁量事業の中で、先ほど説明の中でおおむね5%から7%が修繕費等に充てられているという、そういうお話をされましたけども、これは何かそういう5%から7%がその枠で使っていいですよとかというような話になっているのかどうかというのが一つと、あと用途では主なものをそれぞれ入れていただいているんですけど、この報償費等々というのは、これはもうそれぞれの学校で何かの事業か何かの固定費として、これはもう毎年ある程度固まつたものが上がってきているものなのかというのをお尋ねいたします。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 まず、1点目の修繕費5%、先ほど5%から7%程度と御説明いたしましたけれども、もともとそういう枠があるのかという御質問でございます。

こちらにつきましては、特にこちらから、例えば5%以内でとか、総額で幾ら以内でというふうな指定のほうはしておりません。ただ、自由枠交付金3,600万円の中で、今、各学校運用していただいてますので、令和5年度に特色枠事業分として区分して配分するようにしましてから、修繕料1件当たり、それまでは5万円以下のものを学校で対応していただいておりました。今現在は予算の、学校も頑張ってはいただいているんですけども、総額で総額裁量事業のほう、減っておりますの

で、3万円以下の修繕については基本的には学校で対応してくださいと、そういうお願いをしております。

それから、主な使途のうちの報償費でございます。

これにつきましては、主に特色ある学校づくりということで、地域の方ですとか講師の方をお呼びすることがございますので、そういった講師の方、それから地域の方に対するお礼のものでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 分かりました。ということは、先ほどの説明であれば、以前は修繕費にかけるものの、この自由枠交付金の中でやってもいいよと言われるものが、5万円以下のものであればこの中からやっていいよと。それが、現在3万円以下の軽微な修繕であればこの予算を使ってもいいよということが、これはもうルール化されたという認識でいいんですかね。ということで、結果的に全体の約5%を修繕費に充てられているということなんですが、これ、逆に言うと3万円以上の修繕費になると、これは通常どおりの教育委員会へお願いをして、順番が来るとか緊急性とかというので許されるものだけがそれぞれの学校の修繕に充てられていくという認識でいいんでしょうか。それとも、学校自由枠交付金、3万円以下というルールをいたいたんだけども、そうはいっても学校の中でここはちょっと緊急性が高いから、ほかのいろんな事業を我慢してでもこっちに充てたいんだみたいな、そういった希望はもうルール上、駄目なんですよという形で今やっているのかというのをお尋ねいたします。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 山田委員の再度の御質問にお答えいたします。

多少説明不足もあったかと思いますけれども、原則が3万円以下というものでございます。自由枠交付金の中で学校の裁量を認めておりますので、例えばそれが5万円のもの、6万円のものであったとしても、そういった場合はまずはこちらのほうに御相談いただくこともあるんですけれども、予算の都合上できないものも中にはございます。そういったときに、学校の裁量で、どうしてもここだけはというものについては執行していただいている例もありますので、必ずしもルール上、バツにしているものではございません。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 取りあえずは一旦ここまでにしたいと思うんですけども、交付の事業の考え方というところで、当初、総額裁量事業ということで、学校を管理していく上で使っていいですよというのと、あと特色枠の事業、特色ある学校づくりということで使いましょうよというようなことをひっくるめて学校自由枠交付金だとは思うんですけども、以前、萱野委員が一般質問でされてました。どちらかというと、この予算というのは特色ある学校づくりであるとか、子どもたちの未来の

ためにどうしていくんだというのに使っていこうねというような趣旨が大方だったと思うので、そこと修繕というのは分けたほうがいいんじゃないかなというふうには思ったりもするんですけど、現状の教育委員会としては、これはもう修繕に充てるものは修繕に行ってくださいと。学校から教育委員会に修繕、これ、ちょっとお願ひしますよ、でも予算があるから駄目ですよ、学校自由枠交付金使ってくださいよという考え方だけで今行っているという認識でいいんですか。全体枠の修繕費を上げていこうよというような考え方には今のところなってないというふうな認識でよろしいでしょうか。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 修繕料につきましてといいますか総額裁量事業につきましては、もともと自由枠交付金が制度として始まったときから、大半の部分、今、予算3,600万円で減っておりますけれども、当初から総額裁量事業が大半を占めていたと。今まで市のほうで執行していたものを学校に委ねるということで、そういった部分では学校が機動的に迅速に対応できるのかなというふうにこちらとしては考えておりますけれども、先ほど言われました予算の関係というのは、やはりどうしても市のほうもございます。厳しい財政状況の中で、こちらも修繕料、予算確保には努めておりますけれども、その中でどうしてもできないものにつきましては学校のほうで対応していただいていると。どちらも市の一般会計の予算の中での対応ということには変わりないんですけども、そういった中で、こちらもですけれども、学校も節約ですかそういった経費の節減に努めていただいて御対応いただいているところでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はございませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 じゃあ、続きを聞かせていただきます。

資料を見ますと、令和4年、令和5年、令和6年というふうに今出していただいて、先ほど令和4年から令和5年で大きく方針が変わったと。総額裁量事業にプラスで、その内訳ですね。特色枠事業というのをしっかりと確保してくださいというのは、この令和4年から令和5年に変わっていると思います。資料を見ると、さすがに令和4年から令和5年になって大幅に修繕料というものが減ってるなということは資料を見れば分かるんですけど、修繕の話ばかりで大変申し訳ないんですけど、実際の学校現場はこれはどういう状況なのかなと。今まで毎年、言い方は悪いんですけど、これは修繕用の財布をいただいたみたいな感じで4年ぐらいまでやって、いろんなところを修繕していたものが、使用用途がぐっと狭められて、修繕に使えるお金というのがぐっと減ったというのが現実なんじゃないのかなと思っているんです。であれば、現状それぞれの学校では、この数字だけ見ると、今の学校の現場っていうなんものがぼろぼろになってるんじゃないかなというふうな予想をしてしまうんですけど、現状の流れというのはどんな状態ですか。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 令和4年度と、それから令和5年度、令和6年度を比べまして、修繕料がかなり減っているという御指摘でございます。今の学校の状況はどうかということなんすけれども、一つには修繕をどちらがするか、学校で基本的には3万円以下というふうに額を減らしましたので、そういう関係もあって自由枠交付金として執行している修繕料というのが減っているということでございます。実際の現場がどんどんぼろぼろになっているのではないかという御指摘もございましたけれども、できるだけ教育総務課といたしましても学校の声を聞きながら、優先順位をつけて、学校がここは直してほしいというものについては極力対応していきたいというふうに考えております。ただ、どうしても後回しになるものというのが出てくるかもしれませんけれども、学校とよく連携を取りながら、そういう部分については進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 関連になって恐縮なんすけど、じゃあ代わりに全体の修繕費用は上がっているということでいいんですか。令和5年度、令和6年度というのは、学校自由枠交付金の使える枠というのを絞っているから全体の修繕の金額が予算として上がってて、その分はちゃんと計画どおりにやっていっているということなのか、それぞれの学校は今、我慢をしていただいている状況なのかという現状を教えてください。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 自由枠交付金以外の修繕料が今どれぐらい予算があるのかというお話をうかがいます。

基本的に一般会計で教育総務課が措置しております維持管理経費といたしまして、修繕料、経常修繕分と、それから計画修繕分ということで、経常修繕というのがこちらの自由枠交付金で対応していただいたもの、突発的に壊れたですとか軽微な修繕も含めてですけども、そういう中で対応しております。実際には予算の、財政状況等もありますて、そちらの経常修繕も実際には横ばいの状況でございます。ですので、それが学校に影響がないのかどうかと言われば、やはり限られた予算の中で執行しているという中で、こちらも工夫をして歳出の削減には努めながら必要な修繕をしていきたいと思っておりますけれども、なるべく学校に御不便のないような形では進めていきたいと思っておりますが、限られた予算の中で行っておりますので、学校にも理解をいただきながら進めているところでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 では、他に質疑はございませんか。

小野副委員長。

○小野耕作委員 失礼いたします。資料で、令和6年度の資料なんすけど、総額裁量事業と、それから特色枠事業ですよね。これ、あるんですが、学校に応じて、例えて言うと総社小学校が心の

教育事業みたいなので11万8,000円ありますよと。下で行くと、山手小学校とか、特色枠事業、事業名がこれ、ないですけど、それに対して6万7,000円の予算で6万6,000円使ってますよというふうに出てるんですけど、これは問題ないんですか。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 小野副委員長の御質問にお答えいたします。

事業名が特色枠事業ということでの御質問だったかと思います。

山手小学校、それから清音小学校もですかね。具体的な事業名は、こちらも補助金の事業の報告書等の事業名としては特色枠事業ということで上がっておりますけれども、例えば山手小学校でございますと、その中で心プロジェクト、学びプロジェクト、元気プロジェクトといったふうな事業、3本の柱の事業を進めていただいておりまして、そうした中で思いやりの心を育てるですか基礎学力の定着、それから健康で安全な生活習慣を考えると、そういった学校づくりのほうに活用していただけておりますので、事業名については漠然としているところはありますけれども、そういう特色ある学校づくりに使っていただいているものと、こちらとしては考えております。

○山名正晃委員長 小野副委員長。

○小野耕作委員 ありがとうございます。僕が心配するのが、特色枠の事業で予算がついているのに、それが結局修繕に使われてるというか混ざられるとか、その辺がはっきりしてないんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 小野副委員長の御質問にお答えいたします。

特色枠事業の中で修繕料に使われているんではないかと、そういった御質問だったかと思います。

令和4年度までは総額裁量事業だけにしておりましたけれども、その際も特色ある学校づくりにも使ってくださいというふうなお願いは教育委員会のほうから学校のほうにはしておりましたが、どうしても総額裁量事業1本ですとどうしても経常経費に回りがちということはございます。そういうこともございまして、令和5年度、令和6年度については特色枠事業ということで交付金額を分けて、学校にもそういった意識で使用していただきたいということで事業を二つに分けております。特色枠事業、決して金額自体は多くありませんけれども、その中で少なくともその金額は特色ある学校づくりに使ってくださいということで配分しているものでございます。

先ほどおっしゃられました修繕ですけれども、特色枠事業分として配分しているもので修繕に充てられているものはございません。主に報償費とか、物を買ったり、消耗品ですか、そういうものに使われているというのが実情でございます。

以上です。

○山名正晃委員長 先ほど教育総務課長から特色枠事業の中で修繕費に充てられているものはないという説明がありましたが、令和6年度の中を見ていますと、総社西小学校のところは特色枠事業

の中に修繕費という計上がされておりますが、それに関しては先ほどの答弁と少し食い違うところがあるんですが。

萱野委員。

○萱野哲也委員 調べてください。質問です。フォローを入れるわけじゃないんですけど、これは令和4年から令和5年に変えましたよと。総額裁量事業と特色枠事業を分けましたよというのは、これ、まさに山田委員が言ってくださったように、僕は令和4年9月に一般質問してるんですよ。それで、学校自由枠交付金って、これを想定したときに、市長は学校で自由に使える金をつくって特色ある学校づくりをって言っていたながら、結局その中で、総額裁量事業で、ほとんどが修繕費に使われてんじゃねえかということで、令和5年度から変えてくださったんですよね。そういうことですよね。その中で、今言うように、フォローを入れるわけじゃないんですけど、結局、総社西小学校で、今日、教育長お休みですけど、どういったことに使われてるのかって当時言ったときに、これに小学校、修繕費入ってますけど、例えば小野委員がさっき言った特色ある事業で、お題目がないと駄目なのかという話になってくるんですが、お題目なくてもいいんですよ。例えばうちの学校は、極論を言えば総社西小学校は修繕して学校を、古いところはなくすんだみたいな事業でもいいわけですよ。この前の教育長の答弁で、うちの蛇口は、水道の蛇口は全部きれいにするんだって、蛇口きれい特色ある事業だって言えば、それで使えてもいいんですよという過去の答弁があるんで、だから結局、総社西小学校でもそういうふうなことに使われてるのかなとは思ってますけど、でも実際に駄目じゃないですか。自由枠交付金の中で、結局、特色ある学校づくりという中で特色事業が、例えば地元清音で言えば6万6,000円ですよ。特色ある事業づくりで、結局、市長が旗揚げした特色ある学校づくりなんだと言いながら、清音の規模で6万6,000円で何するんですかって。講師を呼びました、講師の謝礼ですって、製本費ですっていって、こういうことをやりましたってなったら、結局これって名前だけが立派になり過ぎちゃって、けれども結局、修繕費やそういうところに使われてるということで、僕もこれ、一般質問でしましたけれども、本当に自由枠交付金という名前に負けないぐらいの中身を精査していく必要があるのかなというふうに思ってて、修繕費は修繕費で分けないといけないし、結局これもまた、すみません、語るようなことなことにならりますけど、修繕費だって物価高騰で、結局、物価高騰分、含まれてないじゃないですか。蛇口変えましたよって、漏水修理しましたよって、これ、物価高騰でもう4年前から5年前、令和5年からいえばもう材料費も改定改定って、もう半年ごとに、水道屋やってますから、改定改定って、値上がり、値上がり、値上がりっていって、同じ蛇口でも3割ぐらい変えてる、もう5割ぐらいになってるものもあって、そういうこともあるので、そこは修繕費で、修繕費、総額で一つにやるというのはやっぱり学校にも負担があると思いますし、今、教育総務課長が言われたように学校と協議しながらということでもありますし、学校に御負担をかけないようにということなんでもありますけれども、清音の話で言えば、清音の議員5人で、この前、清音小学校を見に行つたけれども、まあこれはひどい。これはひどい。ひどいと言つたら学校に失礼ですけど、それは多分、多く

の議員が共有してくれたとは思うんで、もう一度、修繕というものを総合的に見直す、学校の修繕というものがどういうものかということ見直していただきたいと思うんです。一番危険だなと思ったのが、学校の先生方というのは建築や建設の専門家ではなくて、そんなにここに危ないだろうという認識が持たれてない部分もあって、学校でもこの前、写真撮って、軽天がずれかかってるんですよ、天井のパネルが。あれ、1枚落ちてくりやあ大けですよ。これ、重たいですよ、軽天が。そんなのも外れかかってても、そこに先生、問題意識持ってないですとか、ますの蓋があります、ますの蓋が。それ、亀裂入ってるんですよ。通路ですよ。そこへ、蓋に亀裂が入って踏み込めば大けがしますよ。そこに関しても、これ、先生、ますに亀裂が入ってますよ。これ、やばいんですかという状況にあるんで、やっぱり修繕というものを総合的に自由枠交付金の中で、先生方の中で対応してくださいよって言うて、先生方が気がつかない、高いものに関しては我々がやりますよということじゃなくて、やっぱり総合的に、FMではないですけど考える機会を持たれて、こういう自由枠交付金も制度の見直しというのも考えられたらどうなのかなというふうに思ってます。あちこち話がばらばらばらばらしましたけれども、ちょっと難しい質問かなと思いますけども、いかがでしょう。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 すみません、萱野委員の御質問の前に、先ほどの総社西小学校の修繕でございます。

大変失礼いたしました。こちらの修繕につきましては、この総社西小学校で令和6年度、特色枠事業の中でプロジェクトですとかそういったものを大学との連携の中で購入しております。その関係もございまして、修繕という名目にはなっておりませんけれども、プロジェクトをつけるときに部屋を暗くするためのカーテンを設置したというものです。もともとついていたものが破れたり壊れたりしてつけたという、本来であれば修繕ってそういうものなんですかけれども、設置したということに使っているというものです。決して壊れたものを直すとかというのではなくて、新規に取り付けたということでの執行でございます。

それから、萱野委員からの御質問ございました、学校自由枠交付金の中で修繕費をどう位置づけるか、もう一度見直してみてはどうかといった御質問だったかと思います。

当然、施設的な修繕というのは安全面にも関わることでございます。学校ともよく連携しながら、そういうものについては市が責任を持って進めていかなければいけないという認識を持っております。それから、学校が今、行っていただいている修繕、簡単なものは施設的なものあれば備品の修繕とかもございます。それを一律でもう自由枠から切り離してこちらで執行するというのが果たしていいのかどうかというふうなことも、各学校とも話をしないといけないんですけれども、一概に自由枠交付金の中で修繕料を執行するというのが問題があるかというと、そうとばかり言えず、学校で迅速に対応できる、そういう意味も含めて自由枠交付金なのがなというふうにこちらとしては思っておりますので、いずれにいたしましても修繕料、自由枠交付金の中の修繕料、どう

していくかというのは考えていきたいというふうに思っておりますけれども、最初に申し上げましたけれども、学校の安全に関わる部分については市で責任を持って対応していきたいと思っております。

以上です。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 だから、整理すると、今の自由枠交付金って自由枠交付金の中でも、総額裁量事業と特色ある学校づくりの中でも、さっき言った総社西小学校の、修繕じゃなかつたけれども、そういうふうにうちの学校は古い蛇口をなくすんだということで蛇口交換をその費用に充てても、それは学校の特色ある学校づくりということでいいんですよね。悪いところはなくすんだって、だから修繕しまくるんだ、この金でというのでも特色ある学校づくりで認められるという、今、曖昧な状況になってますよね。そういうことでも了とされるわけですよね、学校がそういうふうにすれば。学校は、カーテンがぼろぼろだからカーテンをきれいにして、この教室をきれいにするんだ事業って名目では、カーテンでも、古くて変えてもオーケー。特色ある事業経費で使ってもありってことですよね。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 萱野委員の再度の御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたけども、特色枠事業としてそれをというのは、特色枠で分けて配分している中で、それはちょっといかがなものかというふうに思いますけれども、自由枠交付金の中全体で言いますと、学校が環境整備の一環として市では対応し切れなかつた部分について自由枠交付金を執行していただくということは清音小学校に限らずあることですので、それも含めて学校長の裁量でこういったものに使うということで使っていただいているというものでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はございませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 なかなかついていっていないようなんですけれども、素朴な質問なんですけれども、この特色枠事業というのはこういうもんだ、項目で幾つか上がっているんですが、幾つか具体的なところでお話しいただければ私も理解しやすいかなというふうに思うのと、あとここに上げて事業の金額というのはこれが全てなのか、左に上げられた事業の一つがこれだけかかったのかという、その辺を教えていただきたいと思います。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 柴田委員の御質問にお答えいたします。

特色枠事業、具体的な例ということ、これは後ほど御説明させていただきます。

実績額のところにございますのは、それぞれの特色枠事業として上げていただいている事業にこれだけの金額を使ったと、その事業ごとの金額でございます。

具体例ですけども、何点か御説明いたします。

まず、令和5年度でございます。総社小学校のほうで、きらめきEAST、幼・小・中連携による確かな学力育成推進事業というものでございます。これは、総社小学校だけではなくて総社東中学校区全体のそれぞれの学校で、小・中、それから幼も含めてですけれども、連携して取り組んでいる事業でございます。事業内容といたしましては、学習規律とか生活規律の徹底、家庭学習時間の確保をしたりするために、きらめきEAST、幼・小・中系統表というものを作成して児童に配付したと、そういった印刷製本費に使ったというものでございます。それから、同じく総社小学校では、そのほかにも認め合い活動というのをしておりますので、そういったものに使う色画用紙、それからプリンターインク等の消耗品に使っているというものでございます。

それから、その下の段の総社中央小学校でございます。こちらについては、日本一美しい総社中央小学校ということで、具体的な内容といたしましては環境美化、花いっぱいの学校になるようにというふうなものに使ったりですとか、それから地域との関わりということで、しめ縄飾りをつくったりですとか、福祉教育で高齢者への理解、認知症サポーター養成講座等の事業を行っているというものに使っております。

それから、もう一つ、中学校の例を申し上げますと、総社東中学校が、令和5年度ですけれども、心優しく自ら学ぶ生徒の育成事業ということで、これは先ほど総社小学校のところでもお話をさせていただきましたけれども、幼・小・中連携の冊子の印刷にこちらも使っております。それから、心優しく自ら学ぶ生徒の育成ということで、学校の環境整備ということで、より快適に過ごせるような中庭整備のための消耗品等に使っていただいたと、そういった例がございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 ここに上げているのが特色枠事業の全てだと言われたときに、それ以外のところ、何百万円、100万円から400万円近くの枠があるのに、それには1割以下しか使ってないというのでは、逆に言えばもっとそこに使うべきではないかなというふうに見たときには思うんですけれども、じゃあそこに使われてないという意味ではどうお考えなのか。例えばこういうことで特色枠事業でやりたいんだけど、それはちょっと難しいですねという、却下されてしまってできないのか、そういう意味ではもっと、こういう名目で出されているお金であれば、そういうお金に使うのが本来の使い方じゃないかなというふうに私も思ったんですが、どういうふうなお考えか、よろしくお願ひします。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 柴田委員の御質問で、もう少し特色ある学校づくりに使ったらいいのではないかというふうな御質問だったかと思います。

冒頭、自由枠交付金の事業で、今は総額裁量事業、特色枠事業ということの中で事業のほうを進めていただいておりますけれども、もともと当初から総額裁量事業と申しまして経常的経費にかな

りの配分をしていたということがございます。それは、学校で迅速にいろんなものが対応していただけるということで、まずはそこに、ほとんどと言つたらあれですけれども、大半の金額はそちらで配分して、特色枠事業のほうに別枠で配分していたというものでございます。今、その特色枠事業で配分している金額というのは、柴田委員御指摘のとおり割合としては少ないんですけれども、もともと総額裁量事業の中で特色ある事業、それぞれの学校で自ら考えて執行していただくということで総額裁量事業のほうを配分しておりますので、大半は経常経費に使われているのが現状ですけれども、決してそれを特色枠事業に充ててはいけないというものではございません。令和4年度は特色枠事業という別枠では配分しておりませんでしたので、どうしても経常経費のほうに偏りがちという御指摘もございましたので、令和5年度から特色枠事業を別枠として出して、最低限そこで特色枠事業、特色ある学校づくりのために使ってくださいというふうな配分にしております。ですので、総額裁量事業のほう、学校のほうではいろいろ経費節減に努めていただきまして、そういうしたものに実際には回していただいているような学校もございますので、自由枠交付金、今、総額がずっと3,600万円で変わっておりませんけれども、その中で学校の中で創意工夫をしていただいているというところでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 大体のところは分かったんですけども、やっぱりそういう目的に使うべきだとは思いますので、学校とも相談しながら、そういうところに使っていく考え方というか、進めさせていただきたいというふうには思いますので、よろしくお願ひいたします。

続けて、もう一個いいですかね。修繕費のほうの資料がないので、じゃあ先ほど3万円以下のところでこれを使ってるというお話を聞いたんですが、修繕費というの、当然大きい工事とか修理もあると思うんですけども、さっき萱野委員が言われたように、学校に行ったらちょっと天井にひびが入ってるとか、私も見たんですけども、そういう気づかないところもたくさんあると思うんですけども、修繕費用というのがどういうところに幾らぐらい使っているのかというのを少し分かれば教えていただきたいと思います。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 柴田委員の御質問にお答えいたします。

どういったものに使われているのかということでございます。令和4年度にはなりますけれども、例えば総社小学校ですと楽器の修理ということで記載はしております。オルガンですとか鉄琴ですとかアコーディオン等の修理に使ってたりですとか、本当に小規模な修繕というか、それを基本的にはこの交付金の中で対応していただいております。

それから、簡単なと言つたら語弊があるんですけども、トイレの水漏れの修繕ですとか、ガラス窓が割れた、そういうものの修繕の少額的なもの、それから鍵が壊れたとかというふうな小規模のもの、それから備品等の修繕、そういうものを主に対応していただいているところでござい

ます。

以上です。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 今のお話を聞くと、ここに載ってる修理費も似たような修理に近いのかなというふうに感じたんですけれども、あえてこちらの枠から修理費を出してるという、学校側としての修理の出し方の何か違いがあるんですかね。修繕費で出すとどうしても時間がかかるとか、こちらで出せばすぐに修理ができるとか、お金の出どころと修理の仕方で誤差があるので同じような内容でもこっちでやってしまうという、そういうことがあるのかどうか、もし分かればお願ひします。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 柴田委員の再度の御質問にお答えいたします。

修繕、どちらがするのかというふうな御質問だったのかなと思いますけれども、基本的には先ほど申し上げましたように3万円というラインをこちらのほうで定めております。それ以下なのか、それを超えるものなのかというので、基本的にはそういった3万円、現在3万円以下にしておりますけれども、そういった小さい修繕であればもう学校が気がついた時点で自由に使っていただけるということでございますので、迅速に対応していただけるのではないかということで学校で対応していただいております。もうそれ以外のものにつきましては、当然こちら、教育委員会のほうにも相談が上がってきますので、市の予算といいますか教育委員会の予算の中でどういったものが修繕対応できるのかというのを考えながら対応しているというところでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 学校の判断で修繕に、鍵の修理はうちでやると、ガラスの修理はこちらを使うとか、その判断の仕方が、修繕なら修繕で特に大きな差がないというふうに私は感じたので、修繕でやればいいのかなというふうに私は思ったんですけども、当然修繕費が、もうお金がないのでこっちから出すしかないというのだったら私も分からなくはないんですけども、特に同じようなやり方であれば、別に修繕から出してもいいのかなというふうに今のお話を聞いたら思ったんですが、すみません。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 柴田委員の再度の御質問にお答えいたします。

学校でなくて市が修繕したらいいのではないかというふうな、自由枠を使わなくてもというふうな御質問だったかと思います。

先ほど来あります、修繕費を自由枠交付金の中でどう考えているかということにもつながるとは思うんですけども、今現在はもう金額でラインを引いているというところでございます。当然、自由枠交付金も限りがございますので、年度末に差しかかって、3万円をちょっと切るような修繕でも学校のほうでもうこれ以上対応できないというふうなものの中にはございます。そういういったケ

ースがございましたら、教育委員会のほうに御相談いただいて対応しているものの中にはございますので、まずは自由枠交付金の中で、3万円以下のものについては学校で、それ以上のものについては市のほうで対応というふうな線を引かせていただいているところでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はございませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 恐らくなんですけど、先ほど柴田委員がお尋ねにそもそもなったのは、学校の自由枠交付金の修繕、これで使ってるお金の修繕ができる修繕と、それ以外の全体の大きな修繕とかいろいろ、ここを使わない、もともとの教育委員会が予算組みをしている修繕、どういったものがあるんだろうかというようなお尋ねだったんではないのかなというふうに思っております。そこまで行くとかなり今回の自由枠交付金というところから離れてしまうと思うので、委員長にお願いなんですけど、これ、また自由討議開いていただいて、今後の所管事務で修繕というところに特化した所管事務調査というのをやっていただきたいなと思います。だから、全体枠のいわゆる市の予算でのやつと、さらにこの自由枠交付金を使った修繕、この関係性も含めたものをしていただきたいなというふうに思います。

質問は、今出しているだけですこの特色枠、それぞれの学校、今出しているだけですけど、今タイトルだけ書いていただいてます。一体その学校の特色枠のこういった事業はどういったものなんだというのを、今現状、私たちが知るすべがありますか。学校のホームページにそういうものが出てるだとか、何かの資料を見たらこの特色枠はこうなんだというものがあるんでしょうか。見れるところがあるかないかだけ、まずお尋ねをいたします。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 すみません、山田委員の御質問にお答えいたします。

各校、ホームページ等にはなろうかと思いますけれども、それを全校が公表しているのかということについては把握しておりませんが、すみません、把握していないという状況です。すみません。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 じゃあ、これも改めて委員長にお願いなんですけど、自由枠交付金について今、所管事務調査をやってますので、この後また自由討議の希望は出しますけど、この特色枠事業、各学校がどういうふうなことをやっているのかというのも含めて継続的に議論をしたいなと思いますので、委員長、お取り計らいのほどよろしくお願ひいたします。こちらの答弁のほうはもうオーケーですので。

○山名正晃委員長 では、他に質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、ないようありますので、この際、私より申し上げます。

先ほど山田委員から申出がありましたので、この件に関しましては自由討議を行うということで、全ての事項が終了した後に委員間で自由討議を行いたいと思いますので、諮りましょうか。失礼いたしました。

では、本件については、さらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○山名正晃委員長 承知しました。

それでは、全ての事項が終了した後、委員間で自由討議を行いたいと思いますので、本件に対する質疑を中断いたします。なお、自由討議の後、必要がありましたら質疑を再開することといたします。

では、次に報告事項（4）、会計年度任用職員（業務員・調理員）の給与の過大支給に係る返還状況について当局の報告を願います。

教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 それでは、報告事項（4）、会計年度任用職員（業務員、調理員）の給与の過大支給に係る返還状況につきまして御報告いたしますので、資料の6を御覧ください。

この給与の過大支給につきましては、本年4月2日、それから5月7日の本委員会所管事務調査で報告したところでございますが、改めまして概要とその後の返還状況等について御報告をいたします。

まず、今回の事案でございますが、令和6年度の人事院勧告に準じて行った給与改定の際に、会計年度任用職員のうち業務員、それから調理員の給与につきまして、担当者が改定後の給料表を見誤っていたこと、そして私を含め組織的な確認作業が不足していたことにより、令和6年4月から令和7年2月までの給与について過大に支給をしていたというものです。過大支給となつた対象者の人数は合計で94人、過大支給の合計金額は2,187万2,797円でございました。

そして、このことが分かった後ですけれども、4月7日の月曜日から4月14日の同じく月曜日にかけまして、対象者の各学校園、それから調理場といった勤務場所、それから中には退職された方もいらっしゃいましたので、そういう方については御自宅のほうにお邪魔をして、94人全員におわびをして、過大支給となつた経緯、それから金額の内訳等を説明をして、返還のお願いも併せてしたところでございます。返還をお願いするに当たりましては、対象者の皆様の個々の御事情等を考慮いたしまして、一括で返済していただかずか、それか分割で返済していただかずか、分割の場合に回数をどうするかといった御意向につきまして対象の皆様に確認した上で、それに基づきましてこの4月から10月にかけまして返還をしていただいたところでございます。

最後に、返還状況でございます。そちらには、資料の作成上、10月27日現在ということで納入確認できたものを記載しておりますけれども、先月末、10月31日をもちまして対象の方全員から全額を返還をしていただいたというところでございます。対象者の皆様の御理解と御協力には本当に頭

が下がる思いでございますけれども、今後、組織的なチェック体制をより徹底して、再発防止に努めていく所存でございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 では、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項（6）、学校給食費の現状について当局の報告を願います。

教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 それでは、報告事項（6）、学校給食費の現状について御報告をいたします。

資料の8を御覧ください。

そちらに現行の学校給食費の額等ということで表を載せておりますけれども、まず左側の欄でございます。

こちらは、現行の給食費についてでございます。

1食当たりの単価で、給食費といいますか、1食当たり、小学校、中学校、幼稚園、それぞれ記載しております。小学校が320円、中学校が380円、幼稚園は月額でいただいているけれども、1食当たり284円という計算で給食のほうを考えているところでございます。この額につきましては、令和6年4月に改定をした金額でございます。令和5年度までは、小学校が260円、中学校が320円、幼稚園が247円でございました。このうち、小学生、幼稚園児につきましては、令和6年度1年間は据置きとしたところでございます。この令和7年4月から値上げをしたところでございます。なお、中学生につきましては、総社市学校給食費無償化に関する条例によりまして、令和6年度から生徒に係る給食費について無償としているところでございます。基本的には、この給食費、先ほど申し上げましたとおり1食当たりの単価となるものでございます。

ただ、昨今の物価高騰、昨年度、令和5年度からもうずっと続いておりますけれども、物価高騰の中で質ですとか量を維持するために、今年度、令和7年度の当初予算においては必要となる賄材料費について、物価高騰分を加味した金額で歳出の予算の措置をさせていただいております。その加味した額が中央の欄に記載しているものでございまして、小学校で申し上げますとプラス15円の335円、中学校はプラス18円の398円、幼稚園はプラス13円の297円として、1食当たりの賄材料費について予算措置をしたところでございます。

そして、右側の欄に記載しておりますのが、今年度の1食当たりの単価の見込額でございます。引き続き物価高騰が続いております。9月までの賄材料費と、それ以降の物価上昇分を加味して推計したものでございまして、これまでと同様の給食を提供するためには当初予算で見込んでいた単

価では単価的には足りないといった状況となっております。それから、例年12月から新米の切替えがございます。それに伴いまして、学校給食用の新米の単価も昨年度比で申し上げますと1.4倍から1.8倍となる見込みが示されているところでございます。

なお、今年度の予算といたしましては、賄材料費の積算におきまして給食回数をフルの事業日数でカウントしております。実際の給食の提供日数と比べますと、総額としては多めに予算措置をしているということがございますので、この物価上昇分を見込んでも既決の予算内には収まる見込みとなっております。

しかしながら、この物価高騰の傾向、今後も続くと見込まれますので、来年度に向けて必要となる賄材料費の予算確保、それから併せて給食費をどうしていくかについても検討していくかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 中学校は無償化になっておりますけれども、市が負担している総額というのが分かれば教えていただきたいのと、また小学校や幼稚園がこの金額で無償化するとした場合に、どれだけのお金が必要になるのかというのを教えていただきたいと思います。私もこの前、研修で給食を食べたんですけども、私が食べたからかもしれませんけれども何か寂しい食事だったような気もするので、当然子どもたちもおいしいおいしいと言って喜んで食べてもらえる内容、それに加えて栄養とかそういうのもちゃんと考えた食事を取りていっていただきたいというのも思うので、やっぱり子どもも満足する、栄養についても十分な栄養ができるという、そういうところも踏まえて、この金額というんですか、出しているのか、もうぎりぎりのところなのか、その辺も教えていただければと思います。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 柴田委員の御質問にお答えいたします。

まず、無償化に関する、どれくらい市が負担しているのかということでございます。

まず、中学校の無償化でございます。これは、予算の歳出ベースといいますか、で申し上げますと、約1億6,000万円弱、これが中学生の無償化でかかっている金額でございます。

それから、小学校、今、国の方でも無償化の動きというのが、あまり見えてはいないんですけども、来年からするといったような自由民主党と日本維新の会の合意というものはありますけれども、具体が見えてないんで分かりませんけれども、もし小学校、今のこちらの単価で申し上げますと3億3,000万円ほど、小学校をもし無償化する場合には、もし国の補助がなければ市の持ち出し、それぐらいかかると。合わせて約5億円という金額が市の負担となってまいります。

それから、もう一つ、給食の内容についてでございます。

この前、地食べ学校給食センターえがおのほうにお越しいただきまして給食のほうを食べていただきましてありがとうございました。ちょっと寂しかったということで大変申し訳なく思いますけれども、今の給食費の中で、なるべく質と量というのは確保した上で、健やかにお子さんが成長していただけ、そういう給食の提供に努めているところでございます。給食費、物価高騰の中で当然予算も確保していく必要はあると考えておりますけれども、そういう中で栄養価、それから内容、そういうものをできるだけ金額に見合うような形で提供していきたいというふうに考えております。

以上です。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 ありがとうございます。できれば無償化という方向で進めていっていただきたいとは思うんですが、いろいろ物価高騰の現状もあるかと思いますので、例えば一部を少し負担をするとか、一度に無償化ということができなければそういう一部を補填して、少しでも栄養価の高い、子どもたちに喜んでいただける給食をぜひ作っていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○山名正晃委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 柴田委員の再度の御質問にお答えいたします。

物価高騰分、幾らかでも市が負担してということでのお話だったかと思います。昨年度は据置きということで、その分は市が見てますというのが目に見える形ではあったんですけども、今年度も先ほど申し上げましたとおり給食費については今年度、小学校で今320円に上げたところでございまして、そこでいきなり値上げはしていないんですけども、実際には320円では賄い切れていないという部分もございます。実質的に市がその差額については負担をして、給食の質、量が落ちないように努めているところでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

では、先ほどの調査でありました障がい者千五百人雇用について福祉課より答弁がございますので、お聞き取りのほど願います。

福祉課長。

○小野玲子福祉課長 先ほど山田委員の御質問で、資料の2ページにございます、センターの相談件数についてでございます。

延べの相談件数5,626件のうち、実の相談人数ということで375人でございます。よろしくお願ひします。

○山名正晃委員長 では、山田委員、どうぞ。

○山田雅徳委員 ありがとうございました。375人というのは、相談のうち 在職中 というのと 休職中 の人、それぞれを全部足して375人だと思うんですけど、さらにそこの内訳は分かりますか。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 そちらの内訳については、精査の必要があるので答えられません。申し訳ありません。

○山名正晃委員長 よろしいでしょうか。分かりました。

では、こちらで終結いたします。

では、この際、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時24分

○山名正晃委員長 休憩以前に引き続き会議を開きます。

それでは、子どもの居場所について、学校自由枠交付金についての自由討議を行いたいと思います。

それでは、まず初めに調査事項（1）、子どもの居場所についての自由討議に入ります。

御意見はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 これは、先ほど私が申し上げたように、年齢の階層と、あと時間軸ですね。曜日とか時期とか空白の部分がいかにあるか、そのことについて総社市はどういうふうに取り組むべきかということをきちんと調査をして委員会として結論を出すということの必要性を非常に強く感じますので、そのことをお願いしたいと思います。

○山名正晃委員長 その他、御意見はございませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 基本的には村木委員の問題提起のまま進めていければいいのかなと思うんですけども、先ほどの所管事務調査のときにも思ったんですけど、あまりにも範囲が広いような気がするので、ある程度重なっていく部分もあるのかもしれないんですけども、例えば未就学児の感じではどうだであるとか、就学している子どもたちの場合はどうだであるとか、ある程度絞りつつの調査、最終的には全体的な調査でいいんですけども、調査をして深めていく上ではそれぞれある程度絞りながらやっていくというパターンで調査を進めていければ、より深く話ができるのかなというふうに思います。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 私は、もともと申し上げてるよう、全体の区分でどこに弱点があるのかということをまず浮き彫りにすると。そのことについて、弱点があるとするならば、その部分をどのように解決するか、総社市のあるべき姿はどうなのかということをきちんと調査結果をまとめるという

方向で、結論的には山田委員の言われることと最終的には同じだと思うんですけど、そういうことでお願いしたいと思います。

○山名正晃委員長 小野副委員長。

○小野耕作委員 私も村木委員と山田委員の意見にほぼ同じでございます。あと、それに歴史といいますか、なぜ総社市に児童館が昔、昭和にあって、なくなつてとかという歴史とか、そういう背景とかもあると思うので、そういったのを踏まえて、空いてるスペースというか枠ですよね。多分、学童のゼロのところとかがそういうところに当たるんじゃないかなと思うんですけど、そういったのを調査して、しっかり提言できたらなと思います。

○山名正晃委員長 他に御意見はございませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 皆さんのお考えも、いろいろお知恵をお借りできたらと思うんですけど、やっぱり住民の声では児童館が欲しいという声はあるという中で、例えば造りますといったときに、じゃあどこに造るかと、じゃあ一度に全地域に児童館を造るというのは、それは難しいところだとは思つたりもするので、ただ方向性としては、やっぱりそういう施設を造っていくというのは、今日、私の答弁というか質問の中では造る予定はないという、それは私の質問の仕方も悪かったとは思うんですが、ほかの委員の質問では検討するとか何かそういう方向性の考えは持っているという声も後であったので、やっぱり私たちの考えではそういうのを造つていいか、造つたほうがいいという考え方を持って進めていったほうがいいんじゃないかなと思うのと、市としてもそういうのを造るような形の方向で考えてほしいというのを今後の委員会の中でも少し話ができたらしいのかなってふうに考えたんですけど、いかがでしょうか。

○山名正晃委員長 御意見は。

山田委員。

○山田雅徳委員 今、その児童館というお話が出てきたので、今後の議論の進め方の中で、これまでの前期の文教福祉委員の皆さんも今続けていらっしゃるので、逆にお尋ねをしたいんですけど、前回からの委員会の流れの中で、文教福祉委員会としては児童館の設置をしていくんだという方向性で皆さん議論を重ねてこられていたのか、それとも今、子どもの居場所づくりというところで、私、今回初めてこの委員会に入ってきてるので、現状どうなんだというところを深めていて、それぞのところでカバーができるものをカバーしていくんだという議論をしていくのか、それともある程度その方向性の先には児童館をやるんだというような話を進めていくのかというのを、前回の委員の方もいらっしゃるのでお尋ねします。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 前回の委員会では、児童館の必要性というのかなり言われた委員はおられます。実際それはもう発言だけで終わつたと。それから、一般質問で山名委員長が児童館のことを質問されているという経緯があります。今回の選挙で非常にその必要性を言われたんで、委員会とし

ては本当に総社市として必要なのかどうなのかということをまず検証するということが大事であつて、やる、やらないの前に、必要かどうかということを委員会で結論づける必要があると思います。必要ということが委員会としてまとまるんであれば、やはり市にきちんと提案しなきやいけない。その前段の話なんで、ここはやはり議論を深めていく必要があると。地域性という話がありましたがけど、まだ話がそこまで行かなくて、総社市にとって、地域を特定するんじゃなくて、こういうものが必要であるかどうかという議論をまずするべきということがスタートラインにないと、そこで最終的にどちら辺の提言ができるか、必要がないということもあるかも分かりませんけど、必要だということにまとまるかも分からぬ。私としては、立場的には、非常にそういうことの必要性を言われてましたので、単に一般市民の方がそういうことを言われるからというんで、はいはいと言ふんではなくて、委員会で専門的に知見を集めて、それで結論づけるというタイミングに來るのかなと思いましたので提案させていただきました。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 村木委員が言われるとおりかなと思ってますし、今、柴田委員が言われるように児童館ありきで進めるという話でもないと思ってて、造っていきましょうよっていって、この委員の中には山名委員長なんかは造りましょうよというスタンスですけど、僕はやっぱり必要性をよく考えないといけないなと思って、どちらかといえば僕は、やめませんか、やめませんかで、市の財政のことや将来の負担、負の遺産がたくさんあり過ぎてもやっぱり困るんで、結局、今の公民館も改修改修やってる中で、市長が言ったように児童館については公民館を核として児童館に、当時、山名委員の質問に、ちょっと違ったらごめんなさい、公民館を拠点として児童館に代わるような運営方法もあってもいいのかという話があつたんで、ただ単に箱物を造るということで物事を進めていくというのは、それはナンセンスな話で、児童館という仕組みがどうなのかと、小野委員が言った過去の歴史も踏まえて、何なのかというのも踏まえて、そして村木委員が言われるどこが弱点なのかって。その中で、児童館という施設が本当に必要なんだというんであれば、それは僕も、ああなるほど思えば、それはやってもありかなとは思いますけれども、今、児童館の設備ありきでというのもなしだと思ってて、今、村木委員が言われる、どこが弱点なのかという、子どもの居場所づくりという大きなベースの中で、今、各何点かありました、つどいの広場があつたり、放課後児童クラブがあつたり、それぞれあつた中ありました。それを個別にやっていくのもいいとは思いますし、そしてどこが弱点かというのを調べていくというやり方がいいと思うんで、ありきで考えるのは絶対僕はよくないと思ってて、あとはつどいの広場と放課後児童クラブですか、それは前委員会、この前の委員の中でも協議して取りまとめがありますので、去年やつたものんで、何年も前の話じゃないんで、まずはそれを協議に入ってない山田委員が今、前の委員にどうだかということを言われたんで、ぜひその取りまとめも見ていただいた上で、一緒にテーブルに乗って協議していきたいと。あの部分、いやいや、つどいの広場、まだまだまだ資料をというのであればそれもありかもしれませんし、放課後児童クラブもまだまだだというんであればそれもよくしてもらつ

て、その弱点というのは調べていけばいいと思ってますんで、これを議論しようということに関しては反対ではありませんので、そういうことも踏まえて進めていただけたらと思います。

○山名正晃委員長 その他に御意見は。

柴田委員。

○柴田 敏委員 私も建物を造ることが前提ということではなくて、やっぱり総社市にそういうことが必要になるなるかというのは、いろいろ調べる中で、やっぱりそれが一番ベストだなということであれば造っていくという方向でいいと思いますので、まずはそういう状況。先ほどの質問の中でも言ったんですが、今の現在の状況で満足はしていないという意味でこういう調査をしたんじゃないかなということであるので、もう少しその部分が満足できるような仕組みになればいいと思いますし、例えばほかの児童館がある自治体でもそういうのは全くないと、児童館はたくさんあるけどそういう地域での子どもの居場所は少ないという、そういう違いもあるかと思いますので、まずは総社市がどういう状況があるかというのは実際に調べていく方向で私もいいと思いますので。

○山名正晃委員長 他に御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 先ほどの、いろいろ意見が出ましたので、簡単にまとめたいと思います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3 時36分

再開 午後 3 時37分

○山名正晃委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

では、調査事項の子どもの居場所について、本件についてはこれから継続的に調査を行っていくということにしたいと思いますが、これに御異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

では、次に調査事項（3）、学校自由枠交付金についての自由討議に入ります。

御意見はございませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 大きく二つあります、一つは先ほどありましたけども特色枠事業ということで、それぞれの学校が所管事務調査の資料にはタイトルがずっとありましたが、これだけだと何をやってるのか分からないので、さらにどういったことをそれぞれの学校がこの特色枠事業というのをやっているのかというのを調査したいなというふうに思いますので、その部分を一つ希望として出しますが一点。

もう一点は、先ほどの議論の中で、私も含めてなんですけども、学校の修繕費について非常に深

掘りというか、ここは調査する必要があるなというふうに思っております。学校自由枠交付金の中で修繕をしている、それプラス、でもそれプラスの前に5万円以下のものが3万円以下ってさらに予算が絞られたということは、学校でかなり修繕が必要なもの、交換が必要なものというのが増えているんじゃないかというのが予想されておりますので、一つは学校自由枠交付金の中だけで話をするんじゃなくって学校全体の修繕ですね。長寿命化計画に基づいていろいろ予算はつくっているんでしょうけども、学校それぞれの修繕がどういった計画でどういうふうに実行されているのかというのと、学校自由枠交付金の中での修繕というのがどういうふうにリンクしていくのかというの、これをさらに深く調べる必要があろうかと思いますので、そのあたり、皆様の御意見をお聞きしたいと思います。

○山名正晃委員長 他に御意見はありませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 私も一緒に、質問のほうで幾つか紹介をしてくださいと言ったんだけど、聞いたけどやっぱりぴんときませんでした。どこかで見れるところはないのかとも聞いたんだけど現在のところはないと言われたので、じゃあこれを一度に説明したら相当時間がかかるというのも言われたので、やっぱりどこかで資料なんかをつくっていただいて、どういうことをやってるかというのも含めて知るほうが私としても分かりやすいかなと思ったので、山田委員が言われたような形で進めていったらいいかなというふうに考えています。

○山名正晃委員長 他に御意見はございませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 継続調査していきましょう。今、山田委員が言われたのが、特色ある学校づくりの部分で何に使われているか。学校自由枠交付金ですよね。それと、あとはそれ以外の修繕費というので、僕もどういうふうに言つたらいいか、これはごちゃにするんじゃないくて、学校自由枠交付金の部分は部分でしっかりと調査をすると。学校自由枠交付金じゃないわ、学校自由枠交付金の中の特色ある学校づくりの部分は部分でやって、学校の修繕という形で、その中で学校自由枠交付金からも出てますよという形で、そこをしっかりと区別をして、線引きをして調査していきたいなどいうのと、あとは修繕、業界の話になると倉敷市なんかは50万円以下の工事が全部修繕になる。だけど、50万円を超えると工事、例えば工事看板に修繕って書くのは50万円以下なんです。それを工事看板に、川辺小学校トイレ修繕工事、修繕工事って書いたらもうこれはアウトなんです。だから、そういった、今、修繕ってまとまってますけど、学校の運営という形で、維持管理という形でやっぱり見ないと、大規模工事、耐震化は全部済んでますけど、これから文教福祉委員会でもやったトイレのぴかぴかじやあねえけど、乾式化もしていかないと駄目だよとか、そういうことも含めているので、その部分も大きなカテゴリーの中でここはやっていかないと、修繕修繕でトイレのフラッシュバルブが3万円、5万円でやっていくと、大きなトイレの乾式化なんかが、また話がどっちへ向けてやってんのかが分かんなくなるんで、きっちと学校の運営、学校の施設整備というカテ

ゴリでやったほうが分かりやすいというか、当局に対してまとめやすい、対してもしっかりと言っていける。細かいことにこれを出しているのは、これはどうなんだ、どうなんだってやるよりは、そういった大きい部分も広げてやっていったほうがいいなと。これは、実際に工事やってる人間の視点で申し上げましたけど。

○山名正晃委員長 他に御意見は。

村木委員。

○村木理英委員 この件は、私、総社市にありがちな話なんですけど、定義がはっきりしてないですね。だから、結局、改築なのか修理なのか修繕なのかという、その区分が、今、萱野委員はカテゴリと言われましたけど、そのカテゴリがはっきりしてないですね。それから、特色あるという、その特色というのは非常に分かりにくいですね。具体的に、柴田委員が言われましたけど、その具体性がないんですよね。だから、やはり定義をきちんとしてほしいですね。だから、その定義がきちんとしとけば、それにまつわるいろんな事業というふうになるんですけど、その肝腎要の定義があやふやなんで、こういう場合はこっちかな、こういう場合はこっちかなみたいなさじ加減でどうも話が決まってるような気がするんで、ここをきちんと委員会としてはただすべきじゃないかと思います。

○山名正晃委員長 他に。

萱野委員。

○萱野哲也委員 これ、もう一点、この前の委員会で学校のプールのことについても取りまとめましたよね、学校のプール。その中で、この中にも、今日の資料の中にもプールのバルブ修繕とか入ってたじゃないですか。だから、今言う、村木委員が言うカテゴリ別というか、それも含めて、プールの部分はまとめましたけれども、プールは施設全体の中でもごく一部、分離した部分ではありますけれども、プールはまとまってるんで、それもぜひ新しい委員も見ていただいて臨んでいただきたい、これを調査するんであれば臨んでいただきたいと思ってますんで。

○山名正晃委員長 他に御意見ありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 おっしゃるとおりだなと思って聞いております。今後の進め方を、先ほど言った学校自由枠交付金という形で深掘りしていくのは、どちらかというと特色枠というところをどういうふうに進めていくのかというふうにすればいいのかなと。修繕は修繕でもう別枠で考えたほうがいいのかなと思うので、長寿命化計画でいろいろ進められているはずなので、その部分が本当にそれで現状と合っているのかどうかであるとか、そういったところまでやっていかなければいけないのかなというふうに思っているのと、あと最終的なこの議論のゴールをどこに持っていくのかというところもあると思うので、私としては、個人的な思いは、どうなるのか分からず、議論を深めていった結果になるとは思うんですけども、例えば50万円を超えるような大規模なやつは大規模の部分で、長寿命化計画の中でしっかりとやっているんじゃないのかなとは思っているんですけど、

ある程度金額が低い部分のものが、もし一定程度、学校でずっとこれが残ってて、なかなか修繕が進まなくて困ってるんだというのがもしかって必要性があるのであれば、例えば文教福祉委員会として提言として、別枠で修繕に特化したものをやってみてはどうだであるとか、そういう提言までつなげていければいいんじゃないのかなというふうには思っているのが、今、一個人の思いです。ですので、そこも含めて、これから委員会での議論を深めていきたいなというふうに思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○山名正晃委員長 他に御意見はありませんか。

林委員。

○林 恭一郎委員 今の皆さんのお話を聞いて、私もなるほどなと思って聞いてるんですが、私の中でぴんとこないのが、特色ある学校づくりと修繕というのがちょっとぴんとこないんです。特色ある学校づくりの予算の中から修繕をするというのは、どうしてもぴんとこなくて、その辺が腑に落ちないところなんです。そこを、私もよく分からないので、どういうふうになってるのか教えていただかなければと思うんですが。

○山名正晃委員長 他に御意見はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 自由討議ということで、この学校自由枠交付金ができたのがたしか山中教育長のときだったかなと思ってて、だから言ってみればポピュリズムじゃないんですけど、市長は学校の自由枠交付金なんだって大々的に上げたけれども、実は今までの経常経費だったって。だから、学校自由枠交付金という名前だけを見ると、あっという感じにはなってるんで、そこはあまり考えないほうがいい。言われたように経常経費に充てられてるんだって。ただ、学校運営補助金という、経常経費運営補助金でもいいんですよ。それが、学校自由枠交付金という名前がポピュリズムというか、それに走ってるから混乱してるんで、そこはあまり考えないほうがいいと思いますし、それと山田委員がさっき言われたように、経常経費、学校自由枠交付金でもいいですわ。学校の経常経費が年々、年間に予算をこれだけ出しますよという中で、これもある学校の事例なんんですけど、結局ほんならこの学校に経常経費、修繕費の中で30万円下ろしましたよってなって、30万円をやっぱり使わないんですよ、学校が。ためるんですよ、その部分に。でも、特色ある学校づくりは当初の年度でこういうことにやろうとか、新本小学校だったら義民祭で使おうとかやってますけど、そういうことだったらいいんですけど、じゃなくて、ためるんですよ。それで、市の工事でも一緒で、年度末になったらばっと言ってくるんですよ。それで、学校も30万円預けられてて、いや、これは使えるぞ、使えるぞと言ったら、これ、経費が残ってるところないでしょ、どこを見ても。それは、やっぱりここも、ここも、ここもって言ってくるんですよ。だから、年度末、業界が忙しくなるというのは、もうまさにそのとおりで、この修繕費で出してる補助金自体が、山田委員が言うように、これがそういうふうに出してるから学校側が年度末に出して、ばっと使えるものを使うと。なるべく最初の前期は小さく小さくやって、最後、行けるぞとなったら、まだ3万円残ってる

から何か直せるところねえかなというて発注してくるんですよ。だから、それもありいいことじゃないんで、今言うように交付金 자체を、経常経費の交付金 자체をやめてしまえば、修繕費もやめてしまえば、よくこっちが考えて、定期的に年を通じて僕は交付してくれるもんだというふうに思ってて、あれが悪い作用でもある。公共工事と同じような作用が学校でも、あの補助金を出すことによって働いているというふうに僕は感じております。

○山名正晃委員長 御意見ございませんか。

では、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3 時52分

再開 午後 4 時 0 分

○山名正晃委員長 では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

他に御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 ないようありますので、自由討議を終結いたします。

では、お諮りいたします。

本件については、学校自由枠交付金について、さらに調査を深めていくということで継続調査にしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

では、以上をもちまして本日の調査事項及び報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後 4 時 1 分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

文教福祉委員会委員長 山名 正晃